

森町議会全員協議会

令和8年5月26日（火曜日）

開会 午前 8時55分

閉会 午後 0時55分

（町側の議題）

1. 生涯学習課、社会教育課、総務課
森町砂原公民館の耐震診断の実施について
2. 環境課
資源ごみ袋の透明・半透明袋への変更について
クリーンおしまの現状について（報告）
3. 企画振興課
J R 赤井川駅の廃止について
4. さくらの園、保健福祉子育て課、総務課
特別養護老人ホーム（シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園）の統合に係る事項について

（議会側の課題）

1. その他

○出席議員（11名）

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
5番 山田誠君	6番 野口周治君
7番 斉藤優香君	8番 千葉圭一君
10番 加藤進君	12番 東隆一君
13番 松田兼宗君	

○欠席議員（2名）

4番 河野淳君	9番 佐々木修君
---------	----------

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
教育長	毛利繁和君
生涯学習課長	木村忠公君

社会教育課長兼 公民館長	須	藤	智	裕	君
総務課長	濱	野	尚	史	君
環境課長	川	口	武	正	君
環境課長補佐	清	水	重	則	君
環境課業務第二係長	村	上	圭	司	君
環境課業務第三係長	三	國	裕	輔	君
企画振興課長	岩	井	一	桐	君
企画振興課参事	池	田	恵	太	君
企画振興課長補佐	山	内		崇	君
さくらの園・園長兼 国保病院 経営企画統括監	柏	渕		茂	君
保健福祉子育て課長	宮	崎	弘	光	君
さくらの園総務係長	西	崎		守	君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	関	孝	憲	君
議事係長兼 庶務係長	長谷川	拓	哉	君

開会 午前 8時55分

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しましたので、全員協議会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、町側の議題、1、生涯学習課、社会教育課、総務課関係の議題に入ります。

森町砂原公民館の耐震診断の実施についてを議題とします。

木村生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

資料は、表紙を開いてもらいまして、森町砂原公民館耐震診断業務委託説明資料を御覧願います。

本業務の実施目的についてでございますが、本年3月に開催された森町議会3月会議で上程しました本委託業務について、その後開催された森町議会3月第2回会議で予算計上を見送りいたしました。その後、業務につきまして改めて実施についての協議、検討を行いました。

町としては、森町砂原公民館は昭和56年に改正施行された耐震基準以前に建設された施設であることを鑑み、安全性確認及び今後の施設利用の可否を検討する上で施設の耐震性能を客観的に把握する必要があるため耐震診断を実施するものでございます。

また、本予算につきましては、繰越明許費となる予定でございます。

次に、施設概要についてですが、名称は森町砂原公民館、構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ面積は2,490平米となっております。施設竣工日は、昭和55年10月25日となっております。

資料右側に森町砂原公民館1階、2階の施設平面図を表記しております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○6番（野口周治君） この予算を確保する前に図面を見て構造図なんか残っているということだったと思うのですが、その結果耐震性に疑義があるという結論だったのかどうかを述べてください。それが1つ目。

それから、2つ目です。砂原公民館の利用状況、または利用見通しでもいいですが、どの程度使われることになるのか。従来と比べてどう変わったのかという視点で、精密な数字は要りませんけれども、教えてください。お願いします。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

まず、1つ目の質問でございますが、平面図、構造図等はある中で、その図面のみで耐力度が分かるかどうかという部分ですが、やはりこれうちの関係課及び業者に確認したところ、当時の建築基準法の中で建設しており、図面だけでの判断というものが難しいとい

うことをお伺いしております。さらに、建物自体がやはり年数が経過している部分がありまして、部材等の劣化も考えられるということを含めまして、判断はできかねるというお話をいただいております。先ほどのご質問の内容の部分は数字的な評価は現時点ではないという形になってございます。

もう一つの利用状況でございますが、従来砂原公民館は令和7年度の利用でおよそ4,000人程度の延べ利用人数がございました。4月以降、やはり旧森町公民館が閉館したことに伴いまして、多少と言っているのかどうか分かりませんが、利用が増えているのは確かでございます。やはりホールの使うことも多少増えてきておりますが、物すごく増えたかということそこまでは行っておりませんが、今後やはり大ホール等を使う会議やいろんな研修会等が増えてくるのではないかなという想定はしております。そうすると、これから今まで以上に利用が増えるのではないかなと想定はしております。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 1つ目の質問への答えは元どおりなのです。

私は、構造図というものはきちんと評価ができるものだと思っているのですが、それを見て分からないではなくて、恐らく旧基準に基づくものと思われるのか、新基準に準拠のようだね、でも分からないよねということなのかという点で、もともと何も分からないというのと同じ答えが繰り返されているように思うのですけれども、そういう話をしたのかしていないのかということで、では答えてください。

もう一度言います。構造図がある以上、判断はできるはずですが、ある程度。ただ、そのとおりに今維持されているかどうかは別問題です。その基準は旧基準と思われるのか新基準と思われるのかも見ても分からないのか、誰が見たのか含めてどうなのか。そういう相談はしたのか、どういう話だったのかという点で答えてください。一般的なことは結構です。

それから、2つ目、利用状況ですが、こういうお金を使う話をするときに、使う以上調査が必要だという議論はもちろん原則として理解できますが、こういう議論をするときにはさらに利用状況が増えている、増えていこうとしているのでという説明をするのが当然ではないかと思うのです。より必要になっているのだという議論が必要だと思うからです。既に森町公民館を閉めて、こちらのほうにいろんな催しを移している中で現状どうなっているかということが説明されないのは、極端なことを言えば本当に使われているのですかということにもなりかねないと思うのですが、いかがですか。お願いします。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

最初のまずご質問の内容でございますが、議員おっしゃられるとおり、図面のほうで、構造図ですね、そちらのほうで多分ある程度の判断は、当然その図面を見た上でできるものと考えてございます。ただ、やはりそちらのほうの関係でそういうものはできないのかということをお原課のほうから業者なり担当課のほうに確認したのは確かでございます。その上で、やはり明確なといいますか、そちらのほうが先ほど言った経年の部分がやはり…

...

(「違うって」の声あり)

○生涯学習課長（木村忠公君） 違いますか。

○6番（野口周治君） その話を交ぜずに、もともとの基準、どの基準準拠かという点は判断できるはずだという点を聞いているのです。

○生涯学習課長（木村忠公君） その部分に関しては、あくまでも旧建築基準の中で設計された建物でございますので、やはり新しくなった基準に照らし合わせながら改めてやらなければならないというお話でございましたので、この形の回答でご理解願えればと思います。

もう一つ、利用の部分、大変申し訳ありません。当然今後見込まれるという、その数字的な部分はなかなかつかむことが難しい部分でございますが、これから増えるであろうという部分の説明がない形で皆様にご説明があったということに対しては大変申し訳なく思っております。ただ、今まで2か月たった現状でございますが、極端に2倍、3倍になっているかとなると、そこまではまだ現状ではなってございません。ただ、これからやはり夏、秋に向けて、多分旧森町公民館でやっていた大きいイベント的なものはこれから利用の申請が入ってくるのではないかなと見込まれますので、そこを踏まえて今回の実施ということも含まれていることをご理解願います。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 2番目の質問への答えについて、まだ答えとしてかみ合っていないと感じるので、改めてお尋ねをします。

例えば文化協会は今年の文化祭は砂原でやりますと言いました。そうすると、去年の砂原の文化祭に関わって、砂原の公民館で使われた割合はどうだったのですか。それに対して、去年の森町公民館ではこのぐらいの規模の人が出入りしましたね。であれば、その分は増えるという評価が可能なはずなのです。

それから、町として企画する大きな催しがあるはずですが。これらについて、どのぐらいの人が入っているかということも当然あるはずですが。それらが移管されるとすれば、これだけの利用が増えますと。その数字を従来の利用状況と比較すれば、どのくらい増えようとしているかが見えるはずなのです。私が言っているのは、物事は動いているから、そのデータを見ながら評価をする必要があるということを行っているのです。固定の物差しで安全上必要だからというだけではなくて、それだけ使われているし、使われていきそうだから、やはり必要だという説得力が欲しいよと言っているのであって、そういう視点で見えていますかという質問です、はっきり言えば。見ていないとしても、これは必要だと思うのですけれども、そういう仕事の仕方が要るのではないですかという質問に対してお答えください。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

言葉が足らず申し訳ありません。

今議員がおっしゃったとおり、文化協会さん主催の文化祭に関しては、今年度砂原公民館で開催するというお話を伺い、公民館のほうに仮予約が現在入ってございます。それ以外の、当然イベントになると展示、舞台ですね、そちらのほうも考えるとやはり500、1,000という利用が増えるということにはなると思われます。ただ、それ以外の町的な大きなイベントとなると、まだ現段階では打診等が正直ないのが現状でございます。これから多分日程等が詰まってくると、ある程度その段階で公民館の貸し館の利用が入ってくるのかなと思ってございます。やはり場合によっては森地区の別の場所で主催者側が検討している部分も、これはあくまでも想定ですが、あり得るのかなという部分は、最終的には違うとは思いますが、やはり利便性も含めた部分ももしかしたらあるのかなとは思いますが。その辺は、やはりこれから利用のほう入ってくれば、当然協力しながら提供はしていくという形は当然これまでも変わらないスタンスでございますので、その辺利用がこれから増えるという数字的な部分は抑えていないのは確かでございますが、増えるのは間違いなく確かだとは思いますが、その辺ちゃんと見極めながら対応はしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） このたびさわやかセンターを森公民館としましたよね。そのほかにも砂原公民館があるということで、砂原公民館の役割は何になりますか。

今の説明を聞いていると、利用者も増える。ただ、以前の社会教育施設等長寿命化計画の中では経済性も劣、安全性も機能性も劣になっていて、その中では耐震改修の対象施設なしになっているのです。森の公民館を閉めたということがあって、ならば今回の耐震診断は何の計画にのっとってやられるのか、どういうまちづくりのためにこれをするのか。今のお話だと、砂原公民館はこの先必要であるということですよね。ということは、この先以前の説明では耐震診断の結果によっては閉鎖するか改修工事をするかということをおっしゃっていたと思うのですけれども、今の説明であれば必ず耐震改修工事をするということでしょうか。

あと、何の計画に基づいて、耐震改修促進計画にも砂原公民館は載っていない。そして、その他の公共施設等の中でもそういう耐震診断をして耐震改修をするとか、そういう建物の中にも入っていない、森の計画にないものをやる理由をもう少し教えてください。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

今議員おっしゃられました施設の方向性という部分がまず第一かなと思うのですが、前回も回答しましたが、現時点ではやはり確定はしているものはございません。やはり耐震診断に係る部分は、今回やらさせていただく目的といいますか、こちらは今後やはり森町砂原公民館、または他施設の在り方に関わるものに関するもので実施したいと考えてございます。やはりそのためには、専門的な指標を示した上での耐震診断結果というものを確認した上で、強度がある場合は継続して当然利用する、強度不足の場合は当然事業費に係るはすると思いますが、基本は補強工事を行って利用を継続したいということは考えてござ

ざいます。ただ、ここの段階で断言できるかとなると、そこはなかなか言えない厳しいものがあるかなとは思っています。様々な方向性がやはりある形の結果になると思われますので、それを踏まえた上で町として判断するということになると思います。今後検討を進める上で、まずはこの診断が必要だと町としては考えてございますので、ご理解を願いたいと思っております。

もう一つ、耐震計画の絡みでございますが、一応町のほうとして森町耐震改修促進計画というものを発表してございます。この中に多数利用建築物等一覧という表記がございまして、この中に砂原公民館の表記は確かにございません。ただ、これは耐震改修促進法に基づく多数利用建築物の条件というものがございまして、これに不一致になってございますので、施設名称の表記がないということになってございます。条件が回数が3階以上で延べ床面積1,000平米以上という形になってございますが、砂原公民館は2階建てということで除外になっているような形でございます。しかしながら、計画の中に公共建築物の耐震化の促進という表記がございまして。この中で耐震診断が義務化されていない公共施設についても耐震診断を含め耐震化を促進するということは公民館に限らず町としての方針としてうたってございますので、今回やる耐震診断は町としての耐震化を促進する一つという部分でも捉えて進めていきたいと考えてございますので、ご理解願えればと思います。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） その促進計画、これ令和7年度改定、令和8年3月に新しく出されている。そうしたら、その計画があるのであれば、計画に入れるべきではないですか。これは、義務ではないけれども、やりますみたいなことは町の計画としてそれも入っていない。では、行き当たりばったりでしかないと思えないのです。予算で削除しましたよね、今回行政側が。再度計上した理由、うなずける計画とか根拠とか科学的根拠があつて、先ほど野口議員がおっしゃったように、こういうところのここが危険を感じられるからとか、この先こういう必要があつて、絶対にここを残さなければならないからとかという確たる理由がないまま、また耐震診断してありませんでした、ではそこをまた廃墟のようにして閉めて終わり。お金がないから何もしないで。そうではなくて、町にとってこの建物が必要だからするのではないですか。だったら私分かるのですけれども、必要かどうか分からないような建物をして、耐震がなかったらそのまま放置、閉めるという、その方法がおかしい。これが本当に必要であれば、何ぼかかっても、いつ新しい公民館ができるか分からないから、その間皆さんに使っていただくためにやりますと言えないのですか。その辺り、もう一回説明してください。

そうすると、これは公民館でなくても、ほかの耐震診断をしていない建物、耐震診断したけれども、そのままの建物もまだ森町にはあるということは、義務ではない建物の耐震診断も今後していくということなのか、町側に答えていただきたいのですけれども、願います。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

まず、先ほどの耐震計画のほうでございしますが、繰り返しの答弁になりますが、基本的に町としては先ほど言った義務の有無にかかわらず、推進するという方針はうたっておりますので、それにのっとった形で進めていくということは変わりはないということで、まずご理解願いたく、当然全てやれるのがよろしいのでございましょうが、やはりいろいろな問題がある中で、順番を決めるわけではないとは思いますが、やはり優先度というものを決めながら進めていく形になるのではないかなとは思いますが。その中で、議員おっしゃったとおり、やはり砂原公民館、多くの利用がございします。町としても、当然維持できるものであればこういう診断をやりながらでも維持できる、当然その考えはあります。閉めるありきということでは当然ございしませんので、まずその判断をさせていただきたいということでの利用者の安全を確保することも含めて今回実施させていただきたいと考えてございします。やはり建物自体がかなりの年数がたっているものでして、その科学的根拠の数字の診断がない中で利用を今提供している形にもなっておりますので、やはりここは客観的な指標を基に判断して、あの施設をどうしていくか、できれば維持するのが当然好ましいことではございしますが、それを目指してやっていくということになるのかなとは思っております。やはり建物が大きい地震が来て崩壊とか崩れることによって、それでも利用者がけがをする等の危惧が拭えない部分が当然現状ではございしますので、やはりそれを踏まえてどれぐらいの強度があるのかということとは町として進めていかなければならないことではございしますので、ご理解願えればと思います。

以上でございします。

○7番（斉藤優香君） だから、私が言いたいのは、砂原公民館が必要な建物であるのか、町民にとって。そこなのです。必要であれば、耐震診断を行わずとも耐震改修に進んでいけばいいと思うのです。そこで先にやらずとも一緒に。必要ではないかもしれないものを耐震診断する。これから利用の町民とか利用が増える、必要であるという課長の説明でした。だから、それをしなければならない。それも分かります。では、その必要である建物がもし耐震がなかったら閉めるということも考えるという計画なののでしょうか。その先の計画がないままやるというのは、私にはどうしても分からなくて、こうこうだからこの診断が必要だというのの中には閉めるか続けるかどうか分からないけれども、やる。ましてや今回の耐震診断の委託の説明資料というのは、前回出されたのと全く一緒で、一字一句変わらずそのまま。何で前回下げたのですか、町は。何で一回削除したのですか。その説明もしていただきたい。本当に計画、やっぱり町が物を進めていくときには、計画にのっとってやっていかなければならないと私は思うのです。いろんな計画書を出しています、町は公共何とかこんとかと。その中に一字一句、砂原公民館が必要で耐震をしていかなければならないと今のところ入っていないのです。でも、そう思ったら、ここを改定してもやりたい事業であれば載せるべきではないですか。何の根拠もないまま、2,000万円です。金額ではないのですけれども、やはりこの2,000万円、1,980万円というのは、耐震診断としてもそんな安い金額ではないのです、普通と比べても。その中でこれを使う

ということには、こういう計画の中でのとってやっているのだという説明が私は必要ではないかと思うのです。なので、もう一回説明していただければと思います。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

まず、先ほど議員がすぐ工事とかやったほうがよろしいのかというお話でしたが、やはりこれは耐震診断業務をやらなければ、どこが仮に強度が足りませんとなった場合に、どの箇所が足りないということをやはり判断した上で補強工事を行うということがプロセスにつながってきますので、やみくもにここ、ここ、ここという形の工事はならないのかなとは思っております。そのためにも耐震診断業務を行わなければ、強度の足りているところ、足りていないところ、当然あるかなとは思いますが、それを判断していただくためにも診断業務は行わなければならないということで考えてございます。

あと、計画等の部分でございますが、やはり明確には今回やる部分に関してはうたっている部分はないのかなとは思いますが、先ほどの耐震計画もそうです。うちの町のほうで作った長寿命化計画というものもやはり劣化が著しいということで砂原公民館は判定は受けていますが、あれもまだ廃止という形で計画の中ではうたっているものではございません。今後どうするのかということをやった上で町としてどう判断していくのか。それを改修していくのか閉めるのかということも踏まえてですけども、検討していくということでの記載になってございますので、その中の一環として今回この耐震診断計画も進めていきたいということでやはり施設の在り方というものを今後どうするのか。やはり残すのが当然ベストな回答ではございますが、それに伴う高額な工事費等がかかると、やはりそこも検討の一つになるのかなと思っておりますので、そのいろんなものが絡み合う中で進めていかなければならないのかなとは思っております。ただ、維持できるのが、何回も繰り返しますが、ベストな結論にはなりますので、その形で何とかかなるような形であればいいなという部分の思いもあるのですが、その形で進めていければよろしいかなと思っております。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） ちょっとだけ。

○議長（木村俊広君） いやいや。粘ってもらっても困るのです、そこで。

○7番（斉藤優香君） 今の課長の判断になるのかという部分……

○議長（木村俊広君） 後でもう一回聞いて。

○3番（高橋邦雄君） 今回も耐震業務ということで、この砂原公民館は誰が使うのか。まず、安全を担保するために耐震業務をしなくてはならないということなのですけれども、この建物自体が旧耐震法で造られたもので、根本的には新耐震法と施工図を比べていただければ比較ができると思うのです。でも、一番ここでやらなくては重要なことは、構造物の内部劣化、これは耐震診断をしないと、どのような状況になっているのかというのはまず分からない一点なので、そこは確実に必要になってくると思うのです。今後この砂原公民館は町民のために使われるものなので、これを改修まで考えながら維持していくという

お考えであると思うのですが、まずは現状今旧耐震法では使用はできるような状況なのですが、今後やはりここを維持していく分に当たっては、まず明確に耐震業務を行って、構造物がどのような状況であるのか、どのように安全に使われていくのかというのが、ここが一番になってくると思うのです。今回予算ついているのですけれども、もっと早くやるべきだと僕は個人的には思っているのですが、今回その計画、皆さんも話されていますけれども、明確にここを利用していくというようなお考えがあると思うのですけれども、そのこの部分は診断をしないと明確にできない部分もあると思うのですが、今のこの状況であればもうちょっと説得力がある。この公民館はこのように利用して今後いきたいというのが少しでもあれば、皆さんの説得の材料になると思うのですけれども、そののところでどう考えていますか。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

まず、先ほど言ったとおり図面等で、先ほどの回答とかぶる部分あるのですが、図面等で確認できる部分はあると思いますが、やはり言っているとおり建物の経年によりまして利用しているコンクリート等を含めた部材の劣化というものが当然ございます。その中で、建てた当時といろんなものが変わっている部分がございます。これが現地調査の主たる調査という形になるかなと。かなり多岐にわたる調査でございますが、その形の中でその状況を確認し、構造図等を確認しながら強度的な I_s 値というのですが、そちらを出してどういう状況なのかということ客観的指標ということで進めていくような形になると思います。

その上で、町としてはやはりこの診断業務を行いたいと考えてございますが、施設を何とか維持していきたいという部分もありながら、耐震強度とはまた別に建物の劣化も当然ございます。これももし進めるのであれば、並行しながら強度の部分と建物の劣化の部分を一緒に進めていかなければならない。それができれば、維持、これからもまだできるということにはなるかなと思いますので、その辺も踏まえながら砂原公民館の維持というものを進めていければいいかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○3番（高橋邦雄君） この耐震業務なのですけれども、耐力度業務も一緒なのですけれども、基本的には柱、はり、スラブ、基本的にコンクリートで造られているので、そのこの部分の中の入っている配筋部分も含めながらチェックしていくと思うのですけれども、ここ一部鉄骨造になっているので、鉄骨にコンクリートを巻いている状況なので、かなり鉄の部分の年数がたつと劣化は結構早いのです。多分この部分に例えば改修に向けていくとなると、そこに重点的に費用もかかってくると思うのですけれども、このような造りの構造物なので、今課長のほうも内部でもかなり劣化して、外部の外装も剥がれているところもありますので、今後そこも含めて数値が出ましたら改修していくというような考えでよろしいですか。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

おっしゃるとおりでございまして、やはり今言った鉄筋、またはコンクリートの、一例を挙げればアルカリ性から酸性に変わるという部分も当然傾向としてございますので、そういう部分の調査をしながら進めていく形になると思います。やはりその劣化状況を確認しながら進めながら、耐震強度もそうですが、建物の屋体自体の改修というものも含めながら進めていかなければならないのかなと、それで維持という形になると思いますので、その辺は町としても頭に置きながら進めていくものと考えてございます。

以上でございます。

○2番（河野文彦君）　まず、1点目、町長か副町長でいいです。

以前に私何かで質問したときに、当時はたしか生活館だとかも含めての公共施設の耐震性というところで質問したときに、義務のあるところはやっていますと。裏を返せば、義務のないところはやる必要がないというような流れの答弁だったかと思います。必要ないとは言っていないよ。裏を返せばの話で。それがここ数年になって、急に方向転換したのかなというイメージなのです。先ほどの課長の答弁の中では、町の方針としては義務でなくても今後推進していくというようなお話がありましたけれども、当時の答弁とは全く逆だなという僕のイメージだったのです。今後どうしていくか。当時こう言ったからおかしいのではないかとはいいません。ただ、随分方向転換したなという感覚はあります。ただ、その方向転換した、新たに向いた方向がどういう考えなのか。先ほどから、今後あの公民館をどうしていくかという考えももちろん大事だし、砂原公民館が今後町のそういう活動の中心となっていく建物になっていくのかとか、いろんな方向性がある今回の判断だろうと思うのです。そこを、やっぱりもうちょっと具体的といいますか、現実的というか、そういったお話も一緒にされていかないと、今まで義務がないからやってこない。やってこないけれども、普通に使わせていたと。今後も利用状況は変わらないと思うのです。4,000人だからやらなくていい、利用者が1万人だからやる必要があるということではないと思うのです。利用者が10人だってやらなければならないものはやらなければならない。そういったところをもうちょっと具体的にしていかないと、なぜやるのという話にまた逆戻りしてしまうと思うのです。だから、そこを町長でも副町長でもいいので、まずそこをお聞かせ願いたい。

あともう一点、これ担当課に聞きたいのですけれども、先ほどからこの調査の中で内部劣化を確認したい、確認したいというお話をしているのですけれども、この程度の調査費で内部劣化なんて調査できるの。何かどこかの言葉、誰かが言った言葉引っ張ってきて、皆さんを説得させるために簡単に使っていないか。どうやって内部劣化を調査するの。タイル剥がれていますとかRCにひび入っていますとか、その程度の話ではなくなるよ、内部劣化なんて。メーターピッチか分からないけれども、コア抜いて全部調べる、中の鉄筋の状況。全部破壊検査する。したら、こんな調査費用なんかではできるものではないよ。内部劣化の調査をするって、どういう調査のことを考えているのだろう。これもある程度金額出ているということは、業者に対して見積りなのか何なのか、どういう調査するとい

うものを取ってのこの金額の提示だと思うのだけれども、内部劣化の調査ってどうやって、どの規模でやるのか。それをちゃんと自分たちとして捉えていて、今説明の中の言葉に出しているのか、そこを聞かせてもらいたい。

まず、この2点お願いします。

○副町長（長瀬賢一君） 1点目なのですがけれども、旧耐震基準のところ全部うちはやるのかということなのですが、それはもちろんやったほうが望ましいのですがけれども、やはりおのおの個別の状況判断によってやっぱりこれはやっていかなければならないというふうに考えてございまして、この今の砂原公民館の耐震診断をやる理由というのは、森の公民館が耐震基準に満たないで閉鎖したということですので、では同じ用途でそれを今後使っていくということに、砂原のほうはではどうなのだというようなことは、やはり行政としてしっかりとそこは担保して基準が満たしている建物がどうかということは判断しなければならないというふうに考えてございます。ですので、そこでもし基準が合わないのであれば、そこに費用の部分も出てきますけれども、そういったことをまず基準を満たしているかどうかということとを並べて、そこで費用面とかいろんなことを総合的に考える。まずは診断をして、そこでどうするかということとを判断する。そのために、この耐震診断が必要であるというふうに考えてございます。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

2つ目の議員の質問でございます。私のほうの説明があれだったかもしれませんが、やはり全体を調査するということは多分不可能だとは思いますが、ただ、現地調査の中で、先ほどおっしゃられましたコア抜きとか、そういうものは1回、2回含めて、定点を多分決めた上で進めていくものではないかなとは思いますが、やみくもに全部となると、おっしゃっているとおりとんでもない金額にもなりますし、場合によっては利用制限をかけなければ駄目だという場合も出てくる可能性もありますので、業者のほうから細かいことまでは聞いておりませんが、やはり今言った定点を決めた上でコア抜きなり鉄骨の調査なりコンクリートの中性化調査等を多分進めていく形になるのかなとは思っております。その中で総合的に判断、建物自体のということを進めていくものと考えられますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○2番（河野文彦君） もともとが調査義務のない建物だったというところで今までずっと利用させてきた。

やっぱり中には、今まで調査しないで、なぜ今さらやるのだというような意見もあるのかなと思うのですが、僕は今森の公民館がちょっと急だったけれども、閉鎖した中で、本当この建物が今後使い続けるのであれば、まだまだ20年も30年も活躍してもらわなければならない建物なのかなというふうに思っているものですから、そこで義務はないのだけれども、安全を確認したいという気持ちは十分に分かります。だから、僕はこの調査自体にはあまり否定的な意見ではないのです、正直言って。ただ、先ほど来、では調査の

結果を見てどうするのというようなご意見もあったかと思うのですが、それは正直言って調査してからでなければ分からない話ですね。どこまでの補修費がかかるか。もしかしたらこのまま使えるかもしれない。その判断をするということで、調査をして、これだけの補修が必要、それが何十億円もかかるから、やっぱりやめますという判断もこれはありだと思うのです。そのための調査ですから。それは、調査をもし実際に進むのであれば、その結果を見てちゃんと判断してほしい。判断するときには、また改めて皆さんのご意見を伺うことになると思うのですけれども、というふうに思っていました。

1点確認したいのですが、今回の調査をしますと。駄目です、もう廃止しますというのだったら、もうそこで話終わりだからいいのだけれども、例えば調査をしました、耐震基準が満たないので耐震補強工事をしたいといったときに、それに対しても、僕詳しくないので、補助金等々のいろんなメニューがあると思うのですが、そのメニューに合致させるために、この耐震基準が条件だとか、そういうふうになっているかどうか。今後耐震工事も視野に入れているということであれば、もちろんそういうところももう調べてあると思うのです。どういうメニューがあつて、どういう条件だ、どの辺、何割算定されるとか、そういうところもあると思うし、もちろん調べてあると思いますので、そこもご紹介いただければと思います。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

申し訳ありません。今言った強度の工事に係る補助の部分は、まだうちのほうで調べておりませんので、その辺早急に確認等をした上で進めてまいりたいと思いますので、ご理解願います。よろしくお願いします。

○2番（河野文彦君） そこがやっぱり詰め甘いのだよね。

だから、先ほども業者から詳しくは聞いていませんがとかというのが、これ何千何百何十万円までもう予算立てているわけでしょう。だから、どれくらいの規模で調査するというのも業者にちゃんと調べておかないと。

あと、今の補助メニューだとか、もしかしたら駄目だったらいずれ解体しなければならないという話になれば、その解体にだってどういうメニューにももしかしたら合致できるとか、一切ないから単費でやらなければならないとか、そういうところを事前に調べておかないと。これ、いずれ本会議にかかると思うのですけれども、本会議で同じことを聞きますから、そこをぜひ調べておいてください。どうでしょう。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えします。

当然調べておきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○8番（千葉圭一君） この森町砂原公民館、もともと森町の公民館が閉館しなければ、この耐震診断の話は出なかったわけですね、正直な話。ということは、森町公民館の代わりに代替施設として森町砂原公民館が必要だという判断するから、こういう耐震診断のお話が出てきたと思うのです。

では、お聞きしますけれども、森町の公民館で実施された、例えばイベントだとかいろんな行事がありますよね。それを森町砂原公民館を生かした場合、どれだけの数その公民館で実施される予定なのか。そういった具体的な内容も何も示されない中でこれだけ活用されますよと、どなたかの議員がおっしゃっていましたが、不明確な中でただ一方的に今までほとんどあまり活用されていない施設をこういうふうにしていきます。今後こういう内容の人数、こういうイベントが開催される予定ですよという話もない中でいきなり耐震診断するのはどうかという、そういうのが私には疑問なのですけれども、その点まず森町の公民館、それで実際にやったイベント、それに関わる人数、もし分かるのであれば。それが砂原ではこういったイベント、行事が開催される予定だというのが分かれば、ぜひその一覧表が欲しいというのと、もう一つが、これ耐震診断が必要かどうかというのが、図面がある以上、構造体の図面で耐震あるかないか分かりますよね。普通は、設計事務所でも何でも図面引けば当然耐震化ができるような構造体の図面を描き上げて、それでそのもの製品を造り上げるわけですから、建物を建てるわけですから、図面で分かるはずなのです。私は、この耐震診断によって、どこをどういうふうに補強すれば、今後新たな公民館ができるまでにこの森町砂原公民館を今後重点的に活用していくから、こういう補強工事が必要なのだ、そのための事前の耐震診断だというなら分かるのですけれども、その点いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時41分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○公民館長（須藤智裕君） それでは、私のほうから森町公民館でもともと行っておりましてイベントのうち、どれだけ砂原公民館を今後使っていくのかというところで回答させていただきます。

現時点ではっきりと決まっているものは、文化祭の開催というところが決まっております。それ以外につきましては、個々のサークルの活動なんかでも使っている部分ありますけれども、イベントとしましては実行委員会だとかを一緒に考えていかないと、はっきりどこを使うというところが決まりませんので、現時点ではっきりしているのは文化祭となっております。

文化祭につきましては、令和7年度の入場者数といいますか、入り込み数といいますか、そういう部分でいいですよと、展示と舞台の部分で700名と昨年度はなっております。

私のほうからは以上です。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

先ほど言った現状ある図面等で確認できるのではないかというお話でございましたが、

先ほどの答弁とかぶる部分ありますが、やはり旧建築基準法の中で設計した図面、構造図でもございます。やはり新しくなったものに対しての計算し直しといいますか、そちらを含め、さらに現地調査というもので部材の劣化ですね、そちらのほうかみ合わせながらの計算をしていくということになって、強度がどれだけあるのかということを行う形となっております。耐震診断に関してはそういう形になってございます。そのため、当然金額がかからない中で進めるのが一番いいのでございますが、そのステップを踏まなければ、やはり数字的なもの、客観的な数字が出ないということになるものですから、進めさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○8番（千葉圭一君） それでは、先ほどの文化祭だけしかまだ確定していないというお話だったのですが、そういう企画実行委員会とかいろいろとあるのでしょうかけれども、行事をやる方の。一応今後の打診というか、方針がどうなのかというのもぜひ確認していただければなというふうに思います。森町側でしかやらないという、何かそんなイメージで砂原の公民館を使わないというのであれば、ここにそんなにお金をかける必要があるのかどうかという問題も出てきますよね。でも、森町としては、公民館は森町公民館がなくなる以上、ここを積極的に利用していくというのであれば、お金をかけて。したら、ぜひ森町としてもそういったイベントをしている実行委員会とかも含めて、ぜひ積極的にご案内すべきではないかというふうには考えているのですが、まずその点1つ。

それと、では構造体の図面上は、昭和55年の建築基準法が変わる前の構造体で図面がある。ということは、耐震性はない。ただ、具体的にその強度の数値を明確化しないと、どれだけの補強工事をしなくてはいけないのかということがあるので、耐震診断をする。では、この耐震診断をするということは補強工事をするという前提で行うということですね。ということは、補強工事が予算的にどのぐらいかかっても、今後森町としては公民館が必要であるから、森町砂原公民館を今後補強工事も含めて進めていく、その前段階として耐震診断の業務を行うというふうと考えてよろしいのでしょうか。

○公民館長（須藤智裕君） 私のほうから、まず1点目のほう回答させていただきます。

イベントの部分で砂原公民館をもっとPRなり活用すべきではないかというところがあります。おっしゃられるとおり、砂原公民館使っていくのに、もちろん砂原公民館という細かい部分、部屋の大きさですとか、そういうところを分かっている方もいらっしゃると思いますので、大ホールというような大きいスペースもありますので、この後実行委員会なり、そういう方たちと砂原公民館というところを改めて話しして、例えば大ホール以外にも調理実習室ですとか、ああいうスペースがある建物になりますので、その辺実行委員会の皆さんなりと協議していきたいというふう考えております。

以上です。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

今回行うものに関しては、まだ耐震の強度が判明はしていませんので、ないという前提でさっきお話はあったかなとは思いますが、ある可能性も当然ゼロではないです。あくまでも診断をやった上で強度があるかないかということの判断が出る形になりますので、そのためにも進めたいということがあります。当然なければ、費用を概算で出してもらいまして、どれぐらいの金額がかかるのかということも踏まえて提示はある予定ですが、それを踏まえて、本当であれば町としては当然維持ができる形がベストだと思っておりますので、進めることがよろしいとは思いますが、やはり費用対効果といいますか、金額的なものがネックになる部分も当然ございまして、維持するのが当然考えとしては町としてはございます。ただ、そこだけまだ現段階では断言ができないことをご了承願えればなと思いますので、よろしくお願いします。

○8番（千葉圭一君） よく分かります、おっしゃっていることは。

では、耐震診断をやって耐震がない。では、補強工事が必要だ。補強工事は思ったほどすごい金額がかかる。では、やめましたというのであれば、森町の公民館はなくなるわけですね。これ、ここの公民館、今後どういうふうにするのですかというふうになりますよね。だから、あくまでも前提が補強工事ありきで残していく。新たな公民館ができるまでの、までのと言っては失礼ですけれども、そういった今現状森町にはないわけですから、そういった公民館を補強工事をしてまでも森町から公民館を存続させるという前提で進めていくというのが森町にはまずあるかどうかだけ確認させてください。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

耐震診断をまずやるのですけれども、その結果をもって工事に持っていくときにいろんなパターンもあると思うのです。全体をまず直すのに、すごく少額な費用での改修ができるかも分からないし、高額な費用になるといった場合に、ではここで何が一番必要なものなのか。例えばホールだけを直すとかいうときに、では幾らかかるのかというようなことを今の段階では何も判断できないのです。ですので、その耐震診断をやって、そういったことの様々なケースが考えられますので、そういったものの判断材料にしていきたいというふうに考えてございます。町としては、やはり必要だからやるというのはもちろんそういうのですけれども、さらにその先のことについては、やはり耐震診断を行った上で判断していかなければならないことが多いのかなというふうに考えてございます。

○13番（松田兼宗君） まず、話が戻るかもしれないのですが、なぜ森町公民館が閉鎖した理由、そして砂原公民館はなぜ耐震診断を今までやらなかったのか。なぜなのです。なぜかをお答えいただきたいと思います。

○議長（木村俊広君） 1点ですか。

○13番（松田兼宗君） 2つ。まだあるけれども、取りあえずそれを聞いてから。

なぜなのですか。なぜ森町を閉鎖したのですか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

森町公民館の閉館につきましては、もちろん今議論させていただいております耐震性の

不足というところがございます。複合施設ですね、そちらのほうの計画期間を延ばすということで町として決めた際に引き続き森町公民館をこのまま長期間にわたって使っていくのかというところで再検討させていただいた結果、閉めるのが妥当ではないかというふうに判断したものでございます。森町公民館の部分については、以上となります。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

今須藤館長のほうからお話ありましたが、旧森町公民館は耐震基準を満たないことを理由に閉館という形になりました。森町砂原公民館も同じ用途として活用が増加することを鑑みまして、安全性を勘案してまず必要だということを町として考えてございます。今までは、やはり検討はずっと進めてきたのですが、義務施設ではないという部分もありながら、町としてなかなか実施に踏み込めなかったとか、踏み切れなかったという部分がございます。ただ、やはり昨今の防災意識等が高まる中で、さらに旧森町公民館が閉館になった理由等を鑑みながら、町として砂原公民館は確認をしなければならないだろうということになりまして、今回進めさせていただきたいということで提案している理由でもございます。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 森町公民館が耐震診断をやったのはいつですか。

そして、耐震診断の結果、それから数年利用してきたわけです。その利用してきた理由は一体何なのですか。耐震診断に満たないにもかかわらず、利用してきたのです。なのに、砂原公民館は必要ないからやっていないといいながら、そうしたら今さらなぜやる必要があるの。利用してきたわけでしょう、耐震診断をやらなくても。万が一耐震診断に満たなくても利用してきたのです、公民館は。公民館ばかりではない。この議会の議事堂にしても庁舎にしても耐震基準を満たしていないのです。それを利用してきたのです。それをなぜ利用してきたのですか。耐震基準に満たなければ利用できないのではないの。利用すべきではなかったはずです。それを利用してきたわけです。なぜ今さら砂原公民館の耐震診断をやる必要があるの、それなのに。と私は思うのですが、いかがでしょうか。

○公民館長（須藤智裕君） お答えいたします。

まず、森町公民館の耐震診断の実施年度なのですが、私今はっきりとした年度を細かいところまで覚えていなくて、平成20年かその辺だったのですがけれども、20年から24年の間で実施していた記憶はございます。すみません。そこは今出てきませんでした。その後、耐震性がないということで、なぜ使っていたのかというところになりますけれども、まず耐震性がないからといって、もちろん使わないのが一番だとは思いますが、そこで使ってはいけないというところというのは決まりとしてはなくて、ほかの施設に森町公民館というところで、そこを使っていかなければいけないというところで利用を継続していたというふうな状態かと考えております。ただ、どうしても危険性というものはつきまといますので、そういうところで今回の閉館を判断したものでございます。

以上です。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

砂原公民館も今まではやはり、今もそうですが、義務施設ではない点は変わっておりませんが、やはり地震に対する備えというものは必要でございまして、建物の損壊リスクは、年数もかなりたっている建物ということでもありますので、やはり確認は必要だということとは最近特に町として強く思っている中での今回実施ということの結論に至っております。やっぱり建物を使う方、多かれ少なかれいる中で、そういう部分が担保ではありませんが、安全だよ、危ないよということがある程度明確にできれば利用者の方も安心して使うことができるのかなということが大前提にある中で今回はこれを進めていきたいという形で、やはり地震に対するリスクを解消するという部分が根底にあるのかなとは思っていますので、ご理解願います。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 地震に対するリスクと云ったら、砂原公民館の水深域では津波対策の必要なんでいくらかもあるのです。だからやらなかったのだと私は、耐震診断を今までやらなかったのだという。いずれ閉鎖を前提にしていたからなのではないですかと私は理解しております。その辺いかがなのですか。今さら森町公民館を閉鎖したから、その分の利用度が上がるから耐震診断をやる。なぜなのでしょう。今まで利用者がいるにもかかわらず、耐震診断していないのです。そればかりではない。耐震改修促進計画においては、先ほど課長、答弁の中で言っていたけれども、その中に砂原公民館は入っていないけれども、ほかの公共施設を全てそういうふうな耐震をしていかなければならないというようなことを書いていると言いましたよね。とすれば、政策としてほかの平家も含めて、公民館を含めてというか、いろんな公共施設あるわけですよね。各町内であちこちに分散している施設もあるわけです、会館も含めて。それについての利用者の安全を確保することから考えれば、それも全てやらなければならないのです。そう私は思うのですが、なぜ今さらやっていない砂原公民館をやる必要があるの。ただ問題は、何かあった場合の問題ですよ、地震対策の問題。国家賠償法第2条を見れば分かる話です。その責任というのは、公共施設に関しては自治体が責任を負うからです。違いますか。それがあからずです。それを無視した形、それに問題があるとすれば、砂原公民館だけの話ではないわけです。そして、それは管理者の責任ばかりか、直接管理人である課長の責任、さらには管理している担当者の職員の責任にもなってくるわけです。さらにもっと広げれば、いろんな会館の管理人がいるわけです。その管理人の責任になってくるわけです。町の管理責任ばかりではないです。とすれば、その管理人の人たちがやってられないわけです。一切そういう情報を流していないわけですから。違いますか。

○議長（木村俊広君） いいですか。

○13番（松田兼宗君） いいですよ。

それに対して、だからそういうふうなことがあるのに、どう対処していくの。砂原公民館の今話ししているけれども、砂原公民館の話ではないのです、この問題というのは。今

後どうやってそれを町としてやっていく方向性を持っているのですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時14分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの松田兼宗君の質問にまだ返答しておりませんが、今持ち合わせている答えがないということで、その質問はこれで終わりたいと思います。

改めて、それ以外の質問を受けたいと思います。

○13番（松田兼宗君） 問題は、利用者に告知しているかどうかなのです。あなたが利用している建物は危険な建物なのだよということを。それがいない場合の責任というのは、町にあるのです。管理者にあるのです。万が一それで事故った場合。屋根が落ちてきてけがした場合、誰が責任を持つかといったら、所有者であり管理者である町が持つのです。だから、今まで森町公民館閉鎖したけれども、利用者にそういうことを告知していましたかということなのです。今後砂原公民館を利用するに当たって、ここの町職員も含めて、ここにいる皆さん方もそうだけれども、そういう建物にいるのだということを分かってもらった上で利用してもらわなければならないのです。だから、砂原公民館を利用している人で私が聞いているのでは、もりっこまつりにおいては、そういう建物で万が一どういう避難をするかという話をしているという話を耳にしています。だから、そういうことをやっていかなければならないのでないですか。今やっていますか。砂原公民館でそういうことをやっていますか。利用者にこういうような問題があるから、そして直接の管理している職員がそういうことを、どういうふうな避難訓練をやっているかどうかなのです、万が一あった場合。そこをやっていないでしょう、実際。そういうのをきちっとやった上で利用していかないとならないのです。今まで耐震診断やるにしても時間かかるわけです。もし工事をやるとしたら閉鎖しなければならない問題が出てくるわけです。そういうことをきちっと押さえておかないと、それはこういう問題がありますよということを町長部局のほうに上げていなければ、その直接の職員の責任になるわけです。上げていけば、それで上のほうの町長サイドでそういうことを取り上げていかなければ、町長の責任になるわけです。そういうことをきちっと押さえていかないと、私は耐震診断をやらなければならないのだらうなというふうに思っています、実際。だって、やるのはいいのだけれども、その間今まで何をやってきたかなのです。やっていないでしょう、今まで。森町公民館、なぜ利用させてきたの。万が一あった場合に、誰が責任あるなんてしていなかったわけでしょう。そういうことをきちっとやらないと、まずいのではないですかということ。そういう方向を今やっているかどうかということ、やっていないと私は思っているので、その確認と、今後そういうことをきちっと押さえて、利用者にそういう告知をしていかないとまずいで

しょうと私は思っているわけです。その辺いかがですか。

○生涯学習課長（木村忠公君） お答えいたします。

議員おっしゃられた内容でございますが、利用者に対する避難的な流動的な訓練的なものは、どちらかというと職員が必ず年一、二回は火災も含めた形での避難誘導訓練というものは実際やっております。ただ、今おっしゃられた内容も当然必要な部分ではあるかなとは感じておりますので、どの形がベストなのかはまだ今のところは私も考えてはいるのですが、何らかの形で周知できるものに関しては周知して注意喚起していくということも踏まえて進めていくべきかなとは考えてございますので、いろいろと考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 考えてというより、やらなければならないのです。考えるだけでは話にならないです。実行段階に移していかないと、万が一のことを考えた場合に対応できないです。さらに、今日来ている人だって直接の担当ではないけれども、特に住民生活の問題化になってくるのだと思うのだけれども、私の立場とすれば会館の管理人という立場を持っているわけです。その責任を負わされているわけです。だから、今利用者にきちっと押さえていかなければまずいと思うし、それだけの責任を負わされているというふうな立場になると負えないですから、返上しなければならない問題にもなってきていると私は今回の問題も含めて考えているわけです。というのは、森町公民館が閉鎖することによって分散しているわけです、各会館に利用者が。その人たちにきちっと言っていかなければならないと私は考えていたものだから、余計今回の問題に発して砂原公民館に関して今後利用するに当たってきちっとその辺を管理計画というか、避難計画も含めて押さえておかないと、それこそさっき言いました国家賠償法の問題になってくるわけです。それにおいて責任というのは町であり、直接の担当の職員にまで及ぶということをきちっと理解していったほしいと思うのですが、いかがですか、町長。

○町長（岡嶋康輔君） 今お話聞かせていただきまして、まさに東森の町内会館の話も今出しましたけれども、物理的に会館一つ一つをどうするこうするということは現実的ではない部分もありますので、置かせていただきますけれども、情報をしっかり利用者に周知するというのは非常に大事な観点であり、具体的にそれをどうアクションとして起こしていくかというのはやっていかなければならないというのはそのとおりだと思います。ですので、その点に関してはいろんな担当課にまがりますけれども、これは周知ということで早急に準備して進めさせていただきたいと思えます。

あと、答弁というか、基本的に整理もしたいなというところでお話をさせていただいたのですけれども、今回の耐震診断をさせていただいて、今松田議員のお話もそうでしたけれども、危険な建物というところがはっきりするのであれば、それは周知していかなければならないということは確かにそのとおりだと思いますし、そういった現状どうなのか、この建物がどういう手段として改修ができる、改修しなければならない、金額も併せて財

政面の判断も含めて、全ての情報を集めさせていただきたいという意味においてやらせて
いただきたいというのはご理解いただけたのかなと思いますけれども、その後の判断につ
きましては今計画の変更のお話ともありましたけれども、長年にわたってずっと継続し
てきた問題でもありますし、単純な計画変更というよりかはなかなか大きな政治判断的な
そういった決断が要る案件なのかなと私は個人的には思っています。そういうことも含め
て、今複合施設庁舎の案件も事実上停止している状況ですし、様々なことを進めるため
にも一つ一つ整理していかなければならない。そのために必要な耐震診断であるというこ
とは改めてご理解いただきたいと思いますし、実施させていただきたいと思っております。

以上です。

○7番（斉藤優香君） さっきの続きなのですけれども、結構課長判断というか、課長が
こう思う、そう思うという答えがとても多かったような気がするので、町としてこうい
う考えがあるのですというような、課長一人が答える、プロの建築の話から何からまでとい
うようなことではない答弁の仕方というのはないのかなと思ったもので、その辺りも次考
えていただきたいと思いますので、それだけです。

○議長（木村俊広君） 本会議では、しっかりとその辺修正しながら、皆さんの質問にし
っかりと答えられるように準備を整えていただきたいと思います。

以上で森町砂原公民館の耐震診断の実施についてを終わります。

説明員交代のため10時35分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時33分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2、環境課関係の議題に入ります。

資源ごみ袋の透明・半透明袋への変更についてを議題とします。

川口環境課長、説明願います。

○環境課長（川口武正君） 本日は、表題のとおり資源ごみ袋の透明・半透明袋への変更
について説明させていただきます。

1、現状についてですが、森町では令和6年4月に資源ごみ袋の販売価格を大幅に値上
げしております。その後も中東情勢の不安定化などの影響により、原料となるナフサ価格
が上昇しており、今後追加生産を行う場合にはさらなる価格上昇が見込まれる状況です。
このため、将来的には資源ごみ袋の指定を廃止し、透明・半透明袋へ移行したいと考えて
おります。しかしながら、現在は製造業者及び町内小売店に多くの在庫があることから、
販売状況を注視しながら在庫の圧縮を進め、条例改正の時期を検討してまいります。

2、在庫の状況についてですが、別紙を御覧ください。現在の在庫数合計が21万7,040
枚ありまして、今後の予測では令和8年8月頃にペットボトル用ごみ袋、10月頃にはその

他プラスチック用ごみ袋が不足する見込みです。

3、在庫圧縮に向けた対応についてですが、資源ごみ袋（空き缶、空き瓶、ペットボトル、白色トレイ・発泡スチロール、その他プラスチック、その他紙類）は、それぞれ在庫数に差があります。特にペットボトル用ごみ袋については、令和8年8月頃に在庫が不足する見込みです。このため、令和8年7月末をめどに町民の皆様へ「どの種類の資源ごみ袋でも使用可能」とする運用へ切り替える予定です。その際は、ガムテープ等を貼付し、ごみの種類を記載していただくことで収集を行います。広報紙やホームページ等を通じて周知を図り、混乱の防止に努めます。

4、条例改正の時期についてですが、在庫状況等を踏まえながら、改めて議員全員協議会へお諮りしたいと考えております。

以上で資源ごみ袋の透明・半透明袋への変更についての説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○7番（斉藤優香君） 3の町民の皆様へ「どの種類の資源ごみ袋でも使用可能」となっていますけれども、最初の説明では透明・半透明袋への変更となっていますが、これ資源ごみ、例えば茶色を紫色のものを入れてもガムテープ貼っていいですよということですか。それとも、それではなくて半透明や白いのを使ってくださいなののでしょうか。その辺りが分からないのと、あと燃えるごみと燃えないごみ袋の対応はどうなっているのか。これ、今まで有料対策になっていましたけれども、そこの料金が今度半透明とか透明になるとかからなくなってしまうところにおいて町の財政状況というか、今後どうなっていくのかというところをお願いします。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

まず、議員おっしゃるとおり、在庫がなくなりましたら、なくなった書類の袋の代わりに違う種類の袋を使ってガムテープを貼付していただき、それに例えばその他プラスチックとか書いていただいて出していただくことを計画として考えております。全体の在庫数が少なくなったところで透明の袋に切り替えたい、そういうような考えでございます。

続きまして、燃えるごみ、燃えないごみ袋の有料化の袋についてなのですが、こちらのほうについては現在は値上げ等は考えておりません。供給のほうも現状はまだ大丈夫なので、今のところはそのまま進めていきたいと思っております。また、今後につきましては、やはり値上げとかそういうのは検討しなければならないとは考えております。

以上でございます。

○7番（斉藤優香君） ごみをなるべく少なくして出すとかということが必要になってくると思うのです。その辺り、例えば今まではペットボトルとか缶とかも潰さないで出してくださいだったと思うのですがけれども、やはりそういうところは変わらず圧縮するとか、燃えるごみをコンポストとかそういうほうを推進していくとか、何か段ボールで家の中で生ごみ処理を推進するとか、そういうような対策は考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（木村俊広君） 今回の提案はごみ袋の変更という点なので、答えられればどうぞ答えてください。。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

ごみの減量化についてなのですけれども、分別、減量化について、これからの次の広域連合の話もあるので、そういうのもありまして、広報等でごみの減量化、分別に協力いただけるよう周知を今これからしようと考えておりました。

そのほか、例えば生ごみですね、コンポストは2分の1補助を行っております。段ボールのやつに関しては対象にはなっていませんので、表に置いているコンポスト、あとは電動の生ごみ処理機、こちらのほうは以前から補助を行っておりますので、そこら辺をこれからも周知して推進していきたいと思います。

以上でございます。

○6番（野口周治君） 先ほどの質問への答えが正鵠を射ていないのではないかと思いますので、改めて尋ねますが、なぜ今一般の半透明の袋に替えては駄目なのかという質問と捉えて、今在庫があるから、これを先に使ってもらわなければならないからですよ。というのは、半透明の袋を市中で安く買い始めたら、そんな高い資源ごみ袋を買う人いないじゃないかと考えるのは当たり前です。ということをちゃんと答えないといけないのではないかと。これは、私の想像なのですが、そう考えたのであれば、そういう説明が要るのではないですか。これが1つ目。

それから、2つ目ですけれども、以前議場で袋の値上げのときに、こういう高価なものを使うのはやめて、全部共通の半透明の袋なりに変えたほうがいいのかという議論をしましたが、そのときには収集上それでは非常に都合が悪いのだと、かえって時間がかかってコストが上がってしまうのだという話だったはずなのです。今ここでの答えは要りませんけれども、このことは議場で整理しておく必要があるので、このことが出てきたときにはそれを尋ねますから、何が変わったのか。当然いろんなコストが上がる面とか収集しにくい問題が出てくるけれども、そこにどう対応するのかをセットでこれは説明してもらう必要があると思います。よろしくお願いします。

2つ目は予告ですけれども、1つ目は答えを下さい。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

説明したとおり、今の現状では、まずナフサ問題で新しく作るとなると値上げ必至という状況でございまして、そうなりますと2年前に大幅な値上げで、ほぼ倍近い値上げをした経緯があります。まだ2年しかたっていない状況で、さらに値上げとなると町民の皆様負担がかなり大きくなる。今後もまたさらに上がっていく可能性もある中で、そこは今回町民の負担を軽減するために透明化を目指して、その経緯としまして、まずは今あるごみ袋は在庫を減らして、なくなったところで切り替えたい、そのような思いで進めていきたいと考えていたものでございます。

○議長（木村俊広君） まず、在庫を減らすことを優先したいということでよろしいです

か。

○環境課長（川口武正君） はい、そのとおりです。

○8番（千葉圭一君） 今年の7月末をめどに家庭に残っている資源ごみの袋を名前を貼ってどの袋でも使えるようにするということですね。そうすると、小売店で売っているごみ袋を買う人いないですね。高いのです。要するに半透明・透明の袋にするというのは、ちなみにいつからですか。

○議長（木村俊広君） 在庫がなくなってから。

○8番（千葉圭一君） 在庫なくなってから。

○議長（木村俊広君） それまでは在庫減らしてくださいと。

（「まだ在庫あるから、お店にも倉庫にも」の声あり）

○8番（千葉圭一君） それは、大変失礼いたしました。私の読み不足でした。

○2番（河野文彦君） 今回の袋の変更というか廃止は、指定のごみ袋が高くなるから、その町民の負担の軽減というような説明だったかと思います。それも分かるのですけれども、では何かよその町でもこういうことをやっているの、多分世の中から透明な袋が今度消えますよ。物がなくなる、多分。透明・半透明の袋が。そうすると、今までは町として責任持って資源ごみの袋を準備して販売していたと。それを町から切り離して、どうぞご自由に袋は準備してくださいという形になるわけですね。そういう状況で、もし透明な袋が世の中から消えたら、これは逆に大変になるね。悪い捉え方して言うと、責任逃れに見える。その辺は、町民にちゃんとしっかり説明して、そうなれば町外で袋を買うことも、函館のスーパーでも買うことができるようになるから、そこは世の中がどういう流れになるか行ってみなければ分からないけれども、その辺はしっかり町民に説明して納得してもらいたいなというふうに思っていました。

利便性だとか値段の部分は今後どうなるか分からないけれども、利便性は上がるかもしれないね、町民として。そこは理解したのですけれども、ただ僕の個人的な意見を聞いてほしい。僕は、これは反対。なぜかという、今森町ってこれだけの袋の種類があって、よその町では少ないところもあるみたいだし、これぐらいの分別させているところもあるけれども、透明な袋、どのごみ入れてもいいし、種類ごとに分けてもいいですよと言っても、絶対分別がだだくそになる。絶対なる。そのしわ寄せがどこに来るのといったら、収集業者はシール貼って置いていくだけです。違反ですね。もっと分別してくださいと。ただ、残念ながらごみステーションに持っていった、シール貼られた、持って帰って分け直してもう一回出すなんていう町民、残念ながらほとんどいない。では、誰がやっているのといったら、それはみんな町内会の担当者なのだ。だから、その辺の負担は物すごく増えると思う、今後。なぜかという、僕も経験あるのだけれども、今袋を自由に使っているよというのは、可燃、粗大ごみぐらいかな。今透明な袋で出していいでしょう、シールを貼らなければならないけれども。ただ、すごく分別だだくそ。何でもかんでも入れてしまう。そういうのを一生懸命町内会のごみステーションの班長とかが……。もう人のごみを

開けるなんて嫌です。そういうのを、誰かの負担が絶対増えると思う、僕は。だから、その辺は町民に、これ周知といっても難しいのだよね。

○議長（木村俊広君） 簡素をお願いします。

○２番（河野文彦君） だから、その辺をしっかりと町民に理解してもらって、より分別をちゃんとしてもらうように、そういう活動も併せてやっていかないと、誰かの負担が増えるだけだと思うので、その辺をしっかりと対応していただきたいと思うのですけれども。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、こちらとしましても分別の徹底と周知、いろいろ考えてやっていきたいと思います。

以上でございます。

○８番（千葉圭一君） 現状在庫がなくなり次第、この半透明・透明袋に移行したいという話なのですけれども、透明・半透明に移行した場合、その後やっぱりトラブルがあるから、また色つきのこういった資源ごみ別に袋を用意する、要するにナフサの価格が今上がっているけれども、これが落ち着いて、下がることはないかもしれないけれども、現状下がってきたら、またこれを見直すというふうに考えていいのですか。それが１点。

もう一点が、ほかの資源ごみもいいとかではなくて、例えばこの在庫状況を見たらペットボトルとその他のプラスチックですか、ふだんプラスチック系が一番出るのでけれども、これだけでも逆に透明・半透明だけにして、ほかのやつはそのまま資源ごみで使っても十分対応できるのではないのですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

袋のほうを戻すかどうかというのは、戻すことは考えておりませんでした。また戻すとなると、新たに作って、またコストがかかるものになりますので、それであれば透明化した後にその透明化で安定していただければ、そのまま推移していくのが一番いいのではないかと現状では考えております。

○議長（木村俊広君） 早い話が、今までは分別化をちゃんとするために色つきをやっていたのだけれども、色つきに個別に作っていくというのはめっちゃめっちゃコストがかかっていて、業者がもうやりたくないのです、早い話が。町ではやってもらいたいのだけれども、業者自体が要らない在庫をたくさん持たなければならないから嫌だと言っているのです。もう供給できませんよという話なのです。

（何事か言う者あり）

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

種類を今議員さんが提案していただいたようにすると、町民の皆さんが分かりづらいのではないかなというのを考えておりました。そこら辺を改めてまた再検討したいと思います。

以上でございます。

○８番（千葉圭一君） 先ほど別の議員がおっしゃっていましたが、透明・半透明

にすると本当に何でもオーケーになる、恐らく。自分も函館にいたときには、結局分別しないまま何でもオーケーだという感じでどんどん入れてしまう。特にほかの自治体から引っ越してきた方々は、そういったのに慣れて何でも入れてしまうのです。かえって価格コストが高いのであれば、透明・半透明に貼る、例えばちっちゃなシールでも何でも、例えば空き缶とか、コスト的に高いのか安いのか分かりませんが、そういった区別ができるものを検討してみたらどうかなと思うのですけれども、いかがですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

分かりやすくするために、いい提案ではないかなと今感じましたので、こちらについてもまた検討の材料にさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 確認なのですが、資源ごみ、透明か半透明かの袋というのを新たに出すということなのでしょう。市販されている透明・半透明の袋を使っていいという話ですか。どちらなのでしょう。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

市販の透明・半透明袋を使ってもよいという内容になります。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） とすれば、袋の大きさばらばらですね。今市販されている45リッター以上、70、80とかというリッター数の透明の袋売っているのです。それに入れていいということなのか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

こちら、正確にまだ決めていませんが、例えば20リッターから45リッターまでの袋とかというふうに大きさの指定はかけたいと考えておりました。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） 条例設定変えるというけれども、そこまで条例に書かされているとは私も理解していなかったので確認していないのだけれども、条例を変えなければできないということなのか。そして、今変えてはまずいのか。だから、併用するということはあるわけですね。完全に町民が持っている袋を、もし条例を透明な袋に切り替えた場合、前に持っていた袋を使えないということになりかねないですね。とすれば、条例を今変えても別に透明の袋に替えて出していいですよというふうに、これは空き缶ですよ、ペットボトルですよというふうに替えて出すことに関しては別にいいことにすれば、今条例変更しても構わないのでないの、併用すれば。と私は思うのだけれども、いかがですか。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

まず、条例についてですが、条例に指定するごみ袋ということで記載がありますので、その文言を一部直さなければならなりませんので、条例改正はまず必要になるものであると判断しております。

次に、先に条例改正すればよろしいのではないかということなのですけれども、こちら条例改正して透明な袋を使えますよとなりますと、今の指定袋が全く使われない、店で売れなくなります。そうなりますと、不良在庫で全て残ってしまって、そうなる最終的には町で買い取りをしなければならないのかなとも考えておりますので、それもありまして、在庫の圧縮に努めて、在庫が少なくなった段階で条例改正をしたいと考えているものであります。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） だから、併用を併記すればいいでしょう。両方使えるというふうに。無駄になってしまいますよ、町民が持っている袋が。それを確認できるわけがないですか、町民がどれだけ持っているとか。あと、忘れていて、引き出しに入っているのが出てきたりして無駄になります。とすれば、だから併記すればいいだけの話で、どっちかにするというのはおかしいのではないと思う。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

並列してとなると、皆さん、安いほうの透明な袋しか使わなくなりますので……

（何事か言う者あり）

○環境課長（川口武正君） 市販の袋で対応していただくということになりますので、そうすると市販の袋のほうがぐっと安いので、そちらの袋を皆さんすぐ使うようになりますので、在庫が減るまで指定の袋、種類を問わず使っていていただいて、在庫がなくなる段階で市販の透明な袋に切り替えたいということなので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○13番（松田兼宗君） だから、どうやって市場からなくなったというふうに判断するのですか。販売店の在庫を確認して、それで判断するのですか。町民が個々で持っている袋がなくなったかどうかの判断はどこでするのですか。そこが肝腎なところだと私は思うのだけれども。

○環境課長（川口武正君） お答えいたします。

こちら、製造業者、販売店等から在庫状況は逐一確認するようにしまして、住民の方の在庫までは把握できませんので、移行後ももし在庫して持っている分がありましたら、それは使えるようにしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） ほかにありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、よろしいですね。

以上で資源ごみ袋の透明・半透明袋への変更についてを終わります。

次に、前段お知らせをしておりますが、クリーンおしまの現状について（報告）を議題とします。

川口環境課長、説明願います。

○環境課長（川口武正君） クリーンおしまの現状について報告させていただきます。

令和8年4月29日早朝、クリーンおしまにおいて火災が発生しました。

消火活動は昼夜を通じて行われ、5月1日に鎮圧、5月4日に鎮火が確認されております。

この火災により、管理棟の中央制御室やクレーン操作室、焼却棟の給水設備室などに被害が生じ、現在被害状況の詳細や復旧に要する費用について調査を進めておりますが、被害額の算定には数か月を要する見込みであります。

また、火災によるクリーンおしまの被害状況の調査には長期間を要するため、現時点で施設の復旧、運転再開のめどは立っておりません。

火災の原因につきましては、5月7日に消防による現地調査を実施していますが、原因の特定及び正式な被害認定には相当な期間を要する見込みであります。

森町のごみ処理対応につきましては、通常どおり燃やせるごみの収集を行っていますが、中継施設であるリレーポート茅部への搬入中止により最終処分場にごみを仮置きしている状況です。

燃やせるごみの代替処理につきましては、5月19日から苫小牧市にて受入れを開始しており、5月23日にリレーポート茅部への搬入が再開されましたが、仮置きしているごみの処理方法、時期については示されていない状況のため、こちらの処理について早期に対応していただくよう広域連合へ要望しております。

以上でクリーンおしまの現状についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） ただいまの報告であります。聞きたいことあれば質疑受けたいと思いますけれども、ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 今の段階ではここまでということで、これでよろしいですね。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） それでは、以上でクリーンおしまの現状についての報告を終わります。

説明員交代のため暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時01分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、3、企画振興課関係の議題に入ります。

J R 赤井川駅の廃止についてを議題とします。

池田企画振興課参事、説明願います。

○企画振興課参事（池田恵太君） それでは、ＪＲ赤井川駅の廃止についてご報告いたします。

ＪＲ北海道の経営改善についてでございますが、ＪＲ北海道は地域の人口減少やほかの交通手段の発達等に伴いまして、厳しい経営環境に置かれております。こうした厳しい経営環境の下で平成28年11月に「単独では維持することが困難な線区」を公表いたしまして、無人駅の在り方などについて地域の関係者と協議を続けてきております。

また、国の監督命令に基づき、令和元年度から「集中改革期間」といたしまして、抜本的改革に取り組みましたが、改善には至っておらず、令和６年に改めて監督命令が発出され、経営改善に向けた取組をより一層深度化及び加速化するよう命じられているところです。そういった取組の一つといたしまして、「ご利用の少ない無人駅の廃止」を掲げ、直近では令和８年３月のダイヤ改正に合わせて道内２つの無人駅を廃止しています。

続きまして、ＪＲ赤井川駅の状況についてでございます。ＪＲ北海道の調査によるＪＲ赤井川駅の直近５か年の乗車人数については次の表のとおりとなっております。令和３年から令和７年までの調査といたしまして、１日の乗車数は５年平均で3.0人となっております。

次に、当課で実施いたしましたＪＲ赤井川駅の乗降調査は表のとおりでございます。平日に調査いたしました調査では、乗車した方は１人、降車に関しては３人となっております。また、休日に実施した調査については、乗車２人に対し降車はゼロとなっております。どちらの調査におかれましても、ＪＲ北海道の調査を下回っている数値となっております。

また、ＪＲの調査による赤井川駅からの定期券の購入者は現状ではないと聞いております。

次に、ページをめくっていただきまして、ＪＲ北海道との協議の状況についてでございます。前段でも申し上げましたが、ＪＲ北海道は道内において「ご利用の少ない無人駅の廃止」を行い、経営の見直しを進めております。廃止を進める駅の目安として、直近５か年の平均乗車数が3.0人以下としております。ＪＲ赤井川駅はこの平均乗車数が令和４年の調査からその目安を下回っている状況でありまして、駅の廃止の対象となる状況であるということです。これらのことから、ＪＲ北海道としては赤井川駅を廃止することを検討しているとのことでございます。また、森町が駅の存続を望む場合は、駅の維持に関する費用を全額負担することで存続が可能であるとも提案されております。

なお、赤井川駅を廃止するとなる場合、令和８年の秋以降にプレスリリースを行いまして、令和９年３月のダイヤ改正時に廃止となる見込みであると言われております。

参考といたしまして、森町が駅の存続を希望した際の年間の負担額は直近の試算からするとおおよそ500万円から600万円と言われております。ただし、どちらに関しましても駅舎老朽化による改修費用、機器類更新費用等は含まれていないということです。

このことに対しまして、上記の乗降調査においての利用状況のみならず、赤井川駅がある赤井川町内会の町内会長へ利用状況の聞き取り及び町内会への意見交換会を行いまし

た。

下段の町内会の意見交換会の聞き取り内容といたしましては、ネイパル森のほうではボランティアの足がなくなり困る。バスを調達できない団体利用者がＪＲを利用して来ているというお話を伺っています。

また、町内会員の皆さんからは、１つ目のボツとして駒ヶ岳登山だとかの観光客の利用がございます。町内の人はずっと乗らない現実ではありますけれども、ネイパルだとかグリーンピア大沼、登山口という資源がある以上、駅を廃止するのは不適切ではないかと思うという意見。

２つ目のボツで「ＪＲが大変だから切ります。あとは皆さんで」ということではなくて、その後の生活基盤を一緒につくってからにしてほしい。私たちは年を取れば車を使えなくなり、長時間バス停に歩いて行くのは高齢者には大変酷です。それでもバスがいつまで残るか分からない状況でもあるので、ＪＲとして我々の毎日の生活を考えた上で判断してほしい。

３つ目のボツですが、昔は利用したという人も多いが、地域に住んでいる身としてはやはり廃止することは寂しい思いがある。ＪＲは、独断で決めて進めていきそうな雰囲気があるので、自治体と連携を進めてほしい。

４つ目として、実際に我々も乗ればいいのですが、実際には乗らない。結局車が便利なので、ＪＲには乗らない。

５つ目、二、三年したら免許返納予備軍がいっぱい出てきます。今は駅を使っていないけれども、いざというときに足がなくなってしまうと、ここに住めなくなってしまうといったご意見をいただきました。

次に、ページをめくっていただきまして、３ページ目でございます。これまでの経過を踏まえまして、町の方向性でございます。ＪＲ北海道が実施した乗車調査に加え、町独自で実施しました赤井川駅の乗降者調査、意見交換会での意見聴取及び町内会長への聞き取りを実施してまいりました。全ての利用実態を網羅できたとは言い難いものの、今回の調査結果により、少数ながら利用者がいることを確認いたしております。

これまで、平成29年３月にはＪＲ桂川駅、姫川駅、東山駅が、令和４年３月には石谷駅、本石倉駅がいずれも「ご利用の少ない無人駅の廃止」の方針の下、廃止となっております。

ＪＲ北海道の厳しい経営状況下により実施する「ご利用の少ない無人駅の廃止」においては、国の監督命令及び企業の経営判断であることは十分理解しております。しかし、町の財政状況やこれまでの駅の廃止状況を鑑みますと、利用町民が極端に少ない赤井川駅の維持費用を全額町が負担することは困難な状況にあります。一方で、調査等を通じて確認できた、少数ではございますが、利用者の存在を重く受け止め、町として本年５月15日にＪＲ北海道に対し現状どおりの駅存続の要望書を提出いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（木村俊広君） 以上で説明を終わりましたが、これに関して質疑ございますか。

○2番（河野文彦君） 現状これまでどおりの存続を願う要望書は提出しましたという、ここまでは分かるのですが、では今後ＪＲとしてはもう維持できません、もし維持したいなら町でご自由という話になると思うのです。そうなったとき、今五、六百万円かかると言われる中で、どうなのですか。今の現状ＪＲが廃止と言ったらもう廃止という方向でいいのか。もう大体考え決まっているわけでしょう。これは、担当より町長か副町長のほうがいいと思う。現状もう頭の中で考え決まっていると思うのです。それを、はっきりとばっと言ってしまったほうがいいと思うのですけれども、今の利用状況とか鑑みて。

○町長（岡嶋康輔君） 現状としては、今担当課説明させていただきましたけれども、要望書を提出していて、地元のご意見等もある中においては、存続はしてほしいと、そういう要望書を今出している、そういう現状ではあります。

しかしながら、存続というか、駅を維持するための費用として数百万円かかる、そのお金が果たして費用対効果としてどうなのかというのは非常に検討を要するというか、そういうことなのかなと思っています。当然今関係課においては、地域のバス運行もしておりますし、様々な地域の皆様の足に係る事業費というものも今後高騰してくる、そういう状況も考えられます。そういう点においては、単純にこの駅を維持してほしい、維持するので、その維持費用をかけるということは現時点においてもなかなか簡単に判断できることではないのかなというふうには整理しております。

引き続き方向性としては、今多分ＪＲのほうからもう一回返事が返ってくる、そういう状況なのかなと思っていますので、それを改めて整理して判断していきたいと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） 今の質疑に関連すると思うのですが、私はこの問題は、いわゆる在来旅客線の廃止問題と一体の中で見ておく必要がある。具体的に言い換えると、線路はあるけれども、駅がどんどんなくなって利用可能性が下がっている。これから在来旅客線を維持しようとしたときに、今さら駅なんか造れないという議論になっていく。そういう既成事実がどんどん積み上げられている状態だと思います。

今現在黄色線区の取扱いについて、自治体の負担をと、これと同じシナリオで、ＪＲでは大変です、自治体が負担をと言って、要は地方に全部丸投げするような議論が進んでいるけれども、それでは駄目だろうという議論が片方にはだんだんはつきりと出てきている。これは、当初からあった議論の一つです。そう考えると、この問題を個別駅の問題というだけではなくて、在来旅客線をどうするのかという議論のテーブルのところに一緒にのせるような議論の仕方が必要ではないか。そうでないと、反対しているように見えながら、実は現状追認で個別事態をどんどん確定させていくシナリオにのっかっていくことになるのではないかなと思うのですが、その辺りの認識はいかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） ブロック会議においては、従来から議員のほうからも様々ご意見等々いただきまして、発言の機会を得ては発言はしてきております。その中において、先日行われたブロック会議におきまして、長万部町のほうからいよいよバス転換という

ころで判断しなければならない、そういう時期に来ているという発言もございました。当然当町としても新幹線の影響を持たず、並行在来線の存続に関しては非常に町民の足に対して影響が濃く出る地域の一つなのかなという認識もございます。その中においては、実際問題並行在来線の問題でバス転換、三セクの話等々の中でまだ、これは残念ではありませんけれども、北海道側からもいま一つ根本的な方向性を示すようなお話もいまだ出ていない、そういう状況であります。そういう中においては、確かに議員おっしゃるとおり、個別の駅のそういった存続に対して、直接ＪＲ側とやり取りしなければならない、そういう事実もある中においては、今河野議員がお話しした内容が一番現状としては致し方ないというか、そういうやり取りにしかならざるを得ないのかなと思います。そういう中においては、しっかりと町民の足を確保するということにかかるお金に関しては、これはしっかりとブロック会議の中のテーブルに総体的な事業費の中で織り込んでいくべきという趣旨の発言はしっかりとしていきたいと思います。ただ、それが具体的なものになればなるほど、なかなか議論も進まなくなるというジレンマもありますので、その辺はバランスを見ながら首長としての発言はしっかりとしていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） あとございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、以上でＪＲ赤井川駅の廃止についてを終わります。

説明員交代のため11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4、さくらの園、保健福祉子育て課、総務課関係の議題に入ります。

特別養護老人ホーム（シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園）の統合に係る事項についてを議題とします。

柏渕さくらの園園長、説明願います。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、特別養護老人ホーム統合に係るユニットケアリーダー研修についてをご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、令和9年4月に予定しております特別養護老人ホーム統合後の運営体制整備に必要なユニットケアリーダー研修受講経費を計上するものでございます。

統合後につきましては、ユニット型施設であるシャリテの森を活用した運営を予定しておりますが、ユニット型施設につきましては国の基準によりユニットリーダー研修修了者の配置が求められております。そのため、統合開始までに必要な人材を確保する必要がある

り、今回計画的に研修受講を進めるものでございます。

受講につきましては、北海道社会福祉協議会研修及び全国個室ユニット型施設推進協議会研修の2種類を予定してございます。本来であれば、経費節減の観点から北海道内研修へ集約したいところではございますが、道内研修は開催回数や定員数が限られており、必要人数を期限までに確保することが難しい状況でございます。また、この研修は講義だけではなく、講習や実地研修等を経て修了となるため、受講開始から修了まで一定期間を要します。仮に北海道内研修のみで対応した場合、研修修了時期が令和8年度末頃までずれ込み、令和9年4月の統合開始に必要な体制整備が間に合わなくなるおそれがございます。このため、全国研修も併用しながら、必要人数を確実に養成していきたいと考えてございます。

なお、全国研修の実地研修につきましては、道内での受入れ施設確保が難しいことから、宮城県内施設での受講を想定してございます。

補正予算の内容につきましては、旅費25万6,000円、受講料33万6,000円、合計59万2,000円計上するものでございます。

今回の研修受講につきましては、統合後のユニットケア運営を担う中核的人材を育成し、統合後の安定的な施設運営及び介護サービスの質向上につなげるためのものでございます。

まず、以上補正予算の説明につきましてご説明申し上げます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○7番（斉藤優香君） 私も調べてみたのです。

社会福祉法人の北海道社会福祉協議会のほうでやれば道内研修があるということで、この後3回ぐらいあると思うのです、実施が。多分間に合うはずだなと思って見ていました、この研修。なのに、道外のならなければならないところに行かなければならない。でも、それ本当かどうか分からないのですけれども、道庁のほうにも尋ねたのです。したら、もう一個このユニットリーダー研修というのがあって、その施設は道内に1か所、そっちのほうはありますというような返答をいただいていた、実習場所が。ということであれば、もう一つのほうがお金もかからずにできるのかなと。あとは、社会福祉協議会のほうでやられているほうも何回かに分けて、これ二、三日でできる研修になっていますよね。実地研修もありますけれども、それであれば2回に分けてやれば間に合うのではないかなと思うのですけれども、その辺りの判断をもう一度お願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、社会福祉協議会のほうの研修でございますけれども、年間3回予定してございます。一番最初が6月25日からスタートして、プレゼンテーションが9月までと。それで、今回我々が今考えているのは第2回の10月5日からの研修で、最終的なプレゼンテーションが12月8日ということで修了する者に2名を受講させる予定でございます。第3回目につきましては、1月18日からスタートして3月18日ということになりますので、最終的に

やはり3月ぎりぎりになってしまうということで、やはりそれはふさわしくないということで、できればこの部分については他の施設ということで調べさせていただいて、今議員のおっしゃっている道内のほかにあるというのが、僕もその情報不足なのか、理解できていなかったのですけれども、我々としては全国のユニット施設管理者研修、ユニットリーダー研修ということで、全国個室ユニット型施設推進協議会というものが主催している協議会のほうに出席させる予定でございます。この研修は、道内の研修よりも若干やはり幅がございまして、期ごとに分かれていまして、第1期、第2期、第3期、第4期ということで、それぞれトータル的に年間15回研修するものでございます。その中の第3期ということで8月に行われる研修に申し込む予定でございました。それで、最終的に、これは全国のほうが実地研修の日程が申込みしてからでなければはっきり分からないということでございますので、今日程的に最終の日程がどのぐらいになるのかというのは正式にご回答できないのですけれども、一応近隣ということで宮城県を実地研修の場所ということで希望を出して、最終的に大体年内に終わる予定で進めるような形で申し込みたいというふうに我々のほうで考えて4名分ということで計上させていただきます。

○7番（斉藤優香君） 私が道庁のほうに聞いたら、北海道ユニット推進センターというのがあって、それは実施施設は道内にありますよという説明を私は受けたのですけれども、それが間違いだったのかもしれないのですが、そこもあるということはお存じでしたか。

○さくらの園総務係長（西崎 守君） 私のほうから説明させていただきます。

斉藤議員言っていらした研修主体については、私も把握はしておりました。ただ、第1次の募集が3月末までだったということもありまして、なので今回2次募集等々、ホームページ確認させてもらったらあるのですけれども、先行きが読めないということで今回省かせていただいたところになります。

以上です。

○2番（河野文彦君） 説明聞き漏らしていたら申し訳ないけれども、この講習で59万2,000円をかけて、この資格者というのは4名できるということなのかな。この資格って、ここに資格取得者が必要と書いているのですけれども、これは法的にこの人がいなければ駄目なの、それともそろばんとかみたく努力目標というか、スキルの確認のためだけの資格なのか、そこをお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、国の配置基準上必要であるというふうに求められてございます。地域密着型ユニット型特別養護老人ホームについては、国通知においてユニットごとにユニットリーダー研修者を配置することが求められてございます。それで、施設を適切に運営するためには一定数の研修修了者を確保する必要があるということで定義させていただきます。ですから、3ユニットございますので、3名プラス介護係長も長期で休暇だとかあった場合に代替で入らないといけないものですから、1名ということで、合計4名ということで計上させてもらってございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 分かりました。必要だということを確認できたので。

僕、こういう資格物を町で取得させるときに気になるのが、この方が資格取りました、すぐ辞めてしまいましたとならないように、以前消防の免許のときか何かにも話出たのだけれども、例えば1年以内に辞めたら幾ら返納してくださいとか、何年以上業務に就いてもらったらもう返納義務なくなりますよと、そういった部分ってあってもいいと思うのです。そこをしっかりと定めてほしい。どうですか。

○総務課長（濱野尚史君） 私のほうからお答えさせてもらいます。

町で費用を助成して資格取っている職員に対して、ある一定期間内に退職した場合、その資格の助成したお金を全部ないし一部返納させるということについては、たしか消防のときにもそういった話があって、消防のときにもそういったことも検討したのですけれども、年数で縛って費用を返してもらうことというのは基本的にできないということになりますので、やはりそこは良心に訴えかけるというしかないのですけれども、そういったことを何か規定に設けて費用を返納させるということについては原則上できないということになっていますので、よろしくお願いいたします。

○2番（河野文彦君） できないのは分からないのだけれども、民間企業は普通にあります。普通にそういう規定つくって、もし早期退職、何らかの理由でされるのであれば返納してください、返納させるのも普通にやっています。それがなぜ自治体だとできないのか。だって、防衛大学だって、任官何年以内に辞めれば学費返納だよ。なのに、何で森町がそれをできないのかというのを教えていただけますか。

○総務課長（濱野尚史君） 詳しい根拠までは、私も今ここで調べていないので、後日そこはお調べしますが、そういったことで消防のほうでも一時検討したのですけれども、消防も大型車の助成のやつで一定期間内に退職した場合とかについて返納させるということで当初規定に盛り込んでいたのですけれども、それをやはり好ましくないという理由で、その部分を削除した経過もございます。どの法律に基づいてとか、そういったことについては後ほど調べてご回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○13番（松田兼宗君） 今回の59万2,000円というのは、なぜ町で負担しなければならないのですか。シャリテさわらの社会福祉法人が負担するのに統合するわけだから、社会福祉法人であるシャリテさわらが負担して当たり前の話で、なぜ町が負担するの。おかしいのでないか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 私のほうから、これはトータル的な、どういうふう回答していいのか困るのでございますけれども、我々統合前でございますので、統合前につきましては育成というのはやはり我々のほうに義務があるのかなというふうと考えてございます。ですから、そこを計上して育成していくということで、それで合併に向かっていくというふうに進めていきたいと考えて計上してございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 違うのでないか。

前のは、さくらの園が町営になるからというのなら分かるよ。社会福祉法人が運営するための人材育成をするのに金出すということはおかしいのでないですかと言っているのです。社会福祉法人であるシャリテさわらが負担して当たり前の話ではないかと思うけれども、今後この人たちを使って社会福祉法人が運営していくのです。なぜそれを町が負担しなければならないの。今後こういう問題ってほかにも出てくるのでないの。例えばあっちの施設を改修して29床増やしていくわけだから、休んでいるのを。それに係るいろいろな点検費用とかいろんな費用が出てくるわけです。それを負担するのと同じなのです、これ。本来は社会福祉法人がそれを全部負担して当たり前の話で、社会福祉法人としてきちっと運営していけるの、このままで。町が全部そういうのでいろんな形でこ入れしていくというのはおかしいのでないの。

○副町長（長瀬賢一君） 今回の研修については、やっぱり統合後に向けて必要になる、そういった整備を行うものでございますので、これは現在のさくらの園職員が統合後も円滑に業者の支援、これを継続できるように必要な人材の育成、運営の準備として実施するものでありますので、やはり先ほど園長答弁しましたけれども、町が責任を持って費用負担をして行っていくべきものだというふうに考えてございます。

○13番（松田兼宗君） そもそも8,000万円出しているのです、既に。シャリテさわらを社会福祉法人が運営していくお金として補助金出しているのに、なぜその上今後こういうことを出していかなければ、負担していかなければならないの。当然社会福祉法人が負担して当たり前の話ではないですか。

そして、この職員というのは町職員なの、臨職なの。会計年度任用職員ではない、市町職員なのでしょう。とすれば、その人たちがもともと町職員、町の施設、さくらの園などでは必要ないわけです、こういう研修というのは。何のために、社会福祉法人シャリテさわらのために研修を受けるのでしょうか。誰が利益被るの、これによって。社会福祉法人ではないですか。町ではないです。そもそも町で負担すること自体おかしな話で、今後だからこれ以外にもまだ出てくるということでしょう、こういうやり方していると。例えばCT使って、見守りのためのいろんな機械類などにも金がかかっていくわけだから、それ町が負担するの。そんな話でないでしょう。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

単に社会福祉法人の利益のためにこれを実施するというものではなくて、やはり統合ですから、統合して町の介護の体制を維持していくという目的の中で町が責任を持って町の職員に対して費用を助成していくというような位置づけで考えてございます。

○13番（松田兼宗君） 今後、だから言っているように、まだまだ負担する、一体何が今後出てくるわけ、このほかに。そういう統合を進めているシミュレーションとか作っていないということなのではないの、突然こういうのが出てくるというのは。分かっていた話

でしょう。何で8,000万円の中に入れていないわけ。おかしいのでないの、その都度出していくということ自体が。8,000万円以上超えていくというわけです。そんなの目に見えてくるわけです、こういうことになってくると。それが一切シミュレーションもない、再建計画も何もない中で出したわけですから、お金を。8,000万円出したのでしょうか。それ以外もどんどんこういう形で増えていくということでしょう。それ、全部社会福祉法人の運営のためのものです。社会福祉法人の運営ではないではないですか。だからおかしいと言っているのです、私は。何で町が出さなければならないのと。社会福祉法人の予算の中でやるべきことです。いかがですか。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時42分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの松田兼宗君の質疑でございましたけれども、次の部分にそれを持ち越したいと思しますので、よろしくお願いいたします。

そのほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、ユニットケアリーダー研修の受講についてを終わります。

次に、統合実行計画について説明願います。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは次に、特別養護老人ホーム統合実行計画につきましてご説明申し上げます。

1、計画策定の趣旨についてでございます。本計画は、将来にわたり安定した介護サービス提供体制を維持していくため、町内特別養護老人ホームの統合に向けた工程及び基本的な考え方を整理したものでございます。現在特別養護老人ホームを取り巻く環境につきましては、介護人材確保の課題、施設運営経費の増加、今後の人口構造の変化など非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中におきましても、地域に必要な介護サービスを将来にわたり維持していくためには、持続可能な運営体制の構築が必要であることから、施設統合に向けた準備を進めるものでございます。

本計画におきましては、令和9年4月の統合運営開始を目標とし、令和8年度を移行、準備期間として位置づけております。

また、統合後の運営主体につきましては、社会福祉法人さくら福祉会を運営主体とする方向で必要な協議及び手続を進めることとしてございます。

一方で統合後におきましても、町として必要な支援及び連携を継続し、地域における介護サービス提供体制の維持を図ってまいります。

次に、2、基本方針についてでございます。本計画では、利用者及びご家族への説明、職員との合意形成を段階的に進めながら必要な制度整備及び運営準備を行うこととしてございます。また、統合後の収支状況や必要な財政負担につきましても、継続的に確認及び整備を行いながら安定運営に向けた検討を進めてまいります。

次に、3、主な工程についてでございます。令和8年4月から6月までを制度及び運営設計の整備期間としてございます。その後、令和8年7月から9月までに合意形成、運営準備及び研修等を進め、令和8年10月から12月までに許認可、契約及び各種移行準備を実施する予定としてございます。さらに、令和9年1月から3月までを最終準備期間とし、統合切替えを行った上で令和9年4月から統合運営開始を目指すものでございます。

次に、次ページを御覧ください。4、重点対応事項についてでございます。本計画では、特に利用者及びご家族への対応を重要事項として位置づけております。利用者の継続入所体制を確保するため、利用者及びご家族への説明並びに必要な調整を段階的に進めてまいります。

また、職員体制につきましても、説明会や個別面談等を実施しながら必要な職員体制の確保及び勤務条件等の整理を進めてまいります。

加えまして、給食体制、医療連携、感染対策など、統合後の安定運営に必要な体制整備についても整備を進めることとしてございます。

次、5、統合運営開始時の目標についてでございます。本計画では、利用者の継続入所体制の確保、必要な職員体制の確保、許認可手続の完了、安定した勤務体制の構築などを目標としてございます。また、重大事故の防止及び安定した運営体制の確保についても重要な目標として位置づけてございます。

次に、次ページを御覧ください。6、リスク管理についてでございます。統合に伴いましては、利用者及びご家族への説明調整、職員体制、許認可手続、稼働率など様々な課題が想定されます。このため、継続的な説明対応、関係機関との事前協議、配置整理及び応援体制の検討などを進めながら必要な体制を図ってまいります。

最後に、7、進捗管理についてでございます。進捗管理及び重要事項については、町及び社会福祉法人さわら福祉会が協議の上、対応してまいります。また、進捗状況につきましては、適時議会へ報告を行いながら、必要に応じて関係機関との情報共有を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○7番（斉藤優香君） お聞きします。

今読まれた進捗管理というところで、適時議会へ報告するとありますが、利用者及び家族の対応されたと思いますけれども、その状況はどうなっているのでしょうか。

そして、職員にもされたと思いますが、その状況はまだ報告受けていませんけれども、いつ報告されるのでしょうか。今現在のその状況というのをやはり教えていただきたいな

と思うのと、先ほどの話に戻りますが、ユニットはさくらの園の方を入れるというお話でしたけれども、さくらの園以外の人は逆に言うに入れないということを決めているということになりますでしょうか。

それと、今この計画は誰が責任者となって、誰が責任を負うのか。これ、町なのでしょうか、それともシャリテのほうなのでしょうか。誰が全体を把握して責任者となるのか、それを教えてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 答弁漏れございましたらご指摘ください。

まず、1点目、まずご利用者、家族の説明についてでございます。一応3月後半、4月の頭ぐらいから面談してございまして、今入所者39名のうち30名までは実施してございます。残りにつきましては、今日程調整がついていない、回答が出ていないということで今のところペンディング状況でございます。

職員につきましてでございます。職員については、全体の説明は済んでございます。あと、移行のする人員確定をシャリテと調整を図りながら移行調査を実施してまいりたいというふうに今準備を進めてございます。職員については以上でございます。

あと、責任者の件でございますけれども、最終的にはやはり町として合併までは……。違いましたか。

（何事か言う者あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） やはりこれは町の重要な事項というふうに考えてございますので、最終的に町の中で責任を持って実施してまいりたいというふうに考えてございます。細かい部分の窓口として責任者として動いているのは私でございます。ただし、最終的には町の全体として実施していかなければ駄目な事項というふうに考えてございますので、最終的にはここの部分の責任ということは町というふうに考えてございます。

あと、ユニットについてでございます。ユニットにつきましては、さくらの園の職員を移行させるということで、今39名でございますので、今のところショートも含めますとびったり入るような人員でございます。ただし、今どうしても生活保護の部分でございますので、そういった部分につきましてはどうしてもユニットではなくて、多床室になるべく入れてほしいという部分もございますので、そこにつきましてはシャリテ側と協議の上、空きが出たら随時さくらの園の生保の方々、多床室のほうに移動させたりだとか、そういうやり取りをしていきながら埋めていくという形になってございます。ただし、どうしても特養という性質上、措置対応ですとか緊急対応ということがございます。そういった場合には、やはり今さくらの園云々というよりも、どうしても避難誘導が必要な入所者につきましては、そこは対応を図っていききたいというふうに考えてございます。ただし、これも全て入退所判定委員会の中で検討していきながら、委員の皆様のご意見も反映させながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

こんな感じで、漏れはなかったでしょうか。

以上です。

○7番（斉藤優香君） ユニットのところで私が聞きたかったのは、5年間という一応期限を出しましたよね。その間、今は39人で、プラス10を合わせたらユニットはいっぱいになるかもしれないけれども、そうすると先ほど言っていたユニットリーダーが足りないのではないかなと私は逆に思うのです。さっきは、29、30床、ユニット1つに10人前後ということは、今3人プラス1人とおっしゃっていた。今は39ということは、4人プラス1人いなければならないという計算になっていくのではないかなと今思ったのですけれども、空きが出たら、ほかの人はさくらの園だけの今あれですよ。さくらの園の入所者さんをユニットには入れるという、移ってもらうという形なのですから、そこが空いてきたら、ほかに移る方もいたら、そのときにはもうさくらの園の方はいらっしゃらないので、随時ほかの方を入れていくことになる。そうすると、町の職員は違う人たちも見ていくということにはなるということですよ。

それとあと、合併までは柏渕園長が責任者となる。では、4月の合併後の体制とかはもう考えられているのか。それってすごく大事だなと思うので、そこで5ページの今回写しでも名前書かれているのがあるのですが、私この中で前の協定書の中では、ここ変更になった第2条なのですから、「運営形態は公設公営を軸とし」となっているのですけれども、今回は変更されて「乙を統合後の経営主体とする」というふうな曖昧。これを変えるのであれば民設民営とおっしゃっていたので、それを書くべきなのに、主体はこういうことになった経緯というか、こうなっていることというのは何でなのかなと思ったのと、あと前の中でも、前は公設公営で町がやるからいいのですけれども、第4条なのですから、「役割分担その他必要となる事項について協議の上」となっていて、それはいつまでやっていくのか。令和9年4月で役割分担は終わりということになるのかとかというのも、これは改定したのはほんの一文、その一文だけだと思うのですけれども、その辺りの協定の有効期限とかもそのままいいのかという。それだとすると、運営主体というのがあれと思うのですけれども、その辺りの説明をお願いします。

○議長（木村俊広君） その件については次の項目でやりますので、協定書以外の部分で聞いていたのは……

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） その部分だけ。

○副町長（長瀬賢一君） 統合後の体制ということですから、これはもちろん社福でやっていくので、引き続き社福のほうで責任を持って運営していくということになりますけれども、町職員、一定程度派遣をしますので、やはり事務方といいますか、そういった方を管理するような人間も、時期は明確には示せないのですけれども、そういった職員を配置するというようなことも考えなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） 2ページになるのですか、実施期間ごとに区分されていますけれ

ども、内容によってはこの実施期間でなくても、担当部署によって時期にこだわらず実施できるものがまずあるのかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それと、私以前からお話ししていますけれども、この工程そのものが主な内容と、それは誰が責任の担当部署なのか。納期はいつまでという、何月から何月ではなくて、具体的にいつまでやるのかというのを一回当てはめてみたらどうかなというふうに思っております。いかがでしょうか。

それと、もう一点、この内容って町側が統合までやるべき仕事なのか。さわら福祉会とすり合わせて進めているのか、その辺はつきり分からないのですけれども、その辺聞かせていただけないでしょうか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、今千葉議員のおっしゃっている部分の、ここに当てはまらない部分につきまして、当然具体的な部分というのは細かい部分含めるとかなり内容としてはあるのです。ですから、そこについては今臨機応変にここに当てはまらないものについては決めていくという部分はやっていかないといけないのですけれども、この実行計画の中に全部を盛り込んでという部分はなかなか思うように進んでいない部分もございます。積み上げ自体が、お互いの積み上げというのがまだ進み具合が遅いような状況がございますので、そういったことも含めて、今千葉議員おっしゃっている部分につきましては具体的に今後については提示していきたいというふうに考えてございますけれども、今の現段階ではこういう形でしか提示できないような状況であるということでご理解いただければというふうに考えてございます。

あと、さわら福祉会とすり合わせを行っているのかというところでございますけれども、今僕のしゃべっている部分も一部あるのですけれども、やはり今の段階で我々のほうの思いというのが強い部分が出てございます。今後さわら福祉会側のほうの人員もきちっと固まっていきながら、そこをすり合わせをしていきながら、千葉議員のおっしゃっている部分については具体性を持った計画というものを立てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○８番（千葉圭一君） スピードが遅いと思います。

この話って町立であろうと社会福祉法人であろうと、去年の６月から話が進んで、もう１年たつのです。その間に出てきた内容が今までとほとんど変わらない内容です、正直なところ。もっと煮詰めて、もっとスピードを上げて、前回よりも悪いのは、これが本当に社会福祉法人と打合せしているのであれば、社会福祉法人は何をやるの。町は何をやるの。全く見えないではないですか。例えば重点対応事項だって、これは町が全部やる重点事項の対応なら分かります。でも、社会福祉法人も関わる重点事項ならば、社会福祉法人はこれのどこをやるの。いつまでやるの。こんな見えない中、こういう話は今までだっただけとやってきたのです、さんざん。ただ言葉を変えてここに羅列しているだけだと私は思う

のですけれども、その辺いかがですか。もう一回、ちゃんと整理してくださいということです。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

千葉議員おっしゃっている部分も我々も十分感じてございます。やはりそういったことも具体的に進めていけるように、ピッチを上げて行動してまいりたいというふうに考えてございます。

ただ1点、何もやっていないわけではなくて、年度、一応予算が確定した以降3回、シャリテ側と打合せを我々は行ってございます。大まかに言うと、例えば派遣する職員の職種等についてですとか、あと特別養護老人ホームに関する協定書の一部を変更する協定書についてですとか、あとシャリテの森の稼働に係る各種手続等についてですとか、こういったことを打合せしていったりだとか、あと入所者についてですけれども、シャリテさわらに対象者が出た場合の移動はどういうふうな形にしていくのかですとか、あとシャリテの森の移行に際して決めておかなければならない事項についてですとか、あとさくらの園の入所者、ご家族の施設見学についてですとか、こういった具体的な我々打合せをしているのですけれども、まだまだその合意という部分でいってしまうと、議員おっしゃっている部分の要求される事項にはほど遠い内容になってございますけれども、今こういった部分を詰めていながら計画を立ててまいりたいというふうに考えてございます。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 千葉議員、よろしいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（木村俊広君） 積極的に進めるように努力してください。

○13番（松田兼宗君） これ、そもそも統合実行計画って誰が作ったのですか。統合するのは、社会福祉法人に統合するのです。社会福祉法人でシャリテさわらが作るべきことです。違いますか。そして、ここに説明しに来るべきです。おかしいのではないですか。町立に統合するのと違うわけですから。社会福祉法人がきちっと今後どうやって運営するかの中で統合計画を進めていくのが当たり前の話で、先ほどのユニットケアリーダーの研修にしてもそうなわけです。おかしいのではないの。

（何事か言う者あり）

○13番（松田兼宗君） 外野で声出して言わないで。言うならちゃんとしゃべって、マイク使って、手を挙げて。

誰が作ったの、これ。だから、それを実行するためのものではないでしょう。参加をどうするかの話ではないです。社会福祉法人、今後どうやって運営するかに当たって、どういう形で統合するかということの話を持ってこなければならぬのです。違いますか。社会福祉法人である話がどうも見えてこない、動きが。それで安心して統合なんてできるわけではないのではないですか、話聞いていると。あくまでもさくらの園の対応の話です、これ。違いますか。今後一切この計画、具体的な計画が一切ないわけです。特に予算的な部分、

この部分に幾らかかるとか何も出ていないではないですか。それは社会福祉法人が作るべきことであって、さくらの園が作るべき問題でないです。違いますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、計画は私のほうで作ってございます。

議員おっしゃる部分も十分分かるのです。我々もやはりその部分は合意形成していきながら進めていきたいというふうに考えてございます。向こうの人事的な部分を含めて、今不安定な要素もございますので、千葉議員も先ほどお話ございましたけれども、我々進めているピッチ自体がやっぱり遅い、指摘を受けてそのとおり、これからまた上げていかないといけないのですけれども、やはりその不安定な要素がございまして、なかなか今思うように進んでいないという状況でございます。

ただ、我々としても、今議員おっしゃっている部分につきましては、当然向こう側に依頼をかけて向こうに合意をして、作れないものについては我々もヘルプしながらということとやっていきながら、向こうの不安定要素も介助していきながら今進んでいる状況ですので、若干遅いという部分は議員の皆様から先ほどからご指摘受けてもございますけれども、そういった部分をフォローしていきながら我々としては4月の合併に向けて進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） だから、社会福祉法人のほうの説明がないというのがおかしいのではないですかと言っているのです。そっちに統合するのです。なぜ、それなのに説明しに来ないの。園長が作っているのではないの、これ全部。一切あっちのほうの意向というのが全然見えていないですよ。それなのに、本当これ大丈夫なの。やる気があるのだろうか、社会福祉法人が。シャリテさわら、やる気あるの。どうもやる気がないと思えないのだ、これ見ていると。失敗だったのではないの、社会福祉法人にするという自体。今からそう思わざるを得ない。だから、きちっとしたの出してほしい。今後どういう形で予算……。だから、最初に8,000万円出すと言っているように、何度も言うけれども、社会福祉法人の再建計画出ていないのです。それなのに、どうやって金出したか不思議でならない。いまだにそんなの納得していないです、私は。いまだに出てきていないではないですか、それが。それで、これをどうやって進めていけるのか、この問題を。あくまでも町側の事情でしか話ししていないです。あっちの事情を一切流れていないです、今後どうやってしていくのか。金だけどんどん出せばいいということなの、今後町は。毎年出していくだけでしよう、このままでいってしまうと。それはまずいから、きちっとした再建計画を出しなさいと言っているのにいまだに出しもしない。その辺どうなっているのですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

議員おっしゃっている気持ちも十分分かります。

（何事か言う者あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 我々も当然やはり要望することは要望して進めてまいりたいと思っていますので、そこら辺のところご理解いただければと思います。

○1 番（伊藤 昇君） 2 ページの基本方針の、いっぱいあるので、4 番と 5 番に携わって聞きたいのですが、町は関係機関として必要な支援及び連携を継続すると。それから、5 番目は統合後の安定運営に向け、収支状況及び必要な財政負担について継続的に確認及び整理をする。これ、町が負担をすると、補助をするということを言っているのですか、まず 1 つ。

これに関連して、さわら福祉会の運営はできないから統合になったのだよね。できないから統合するという話をしてきたわけですね。協定を結ぶと。

そこで、この町の財源を当てにしないで、今の状況で社会福祉法人で運営をしていった場合に、これというのは自力で運営が確実にできるというような担保を取って、この協定に向けて話がなったのか。その辺りの町長と社会福祉協議会の話。これから以降、さっきほかの議員もおっしゃっていましたが、補助を当てにしながら毎年担保して補助してもらうという話には私はならない、そう思っています。ですから、公設公営のほうがもし赤字になっても、それは町で全部管理をして、そして議会で諮って運営をしていくということがベストだと私はずっと一貫して話ししているのですけれども、こういう補助をしていくという感覚というか、話はどのようなになっているのか。その 2 点、教えてください。

○町長（岡嶋康輔君） 基本的な認識としては、社会福祉法人で運営していくという方針は確認させていただきました。しかしながら、これは今までも何度か答弁の中でお話はさせていただいているのかなと思いますけれども、その都度必要に応じて当然、これ予算かかるものであれば議会にご説明させていただいて、上程し、ご審議をいただくという、その流れは必ずこれは通る話ではありますが、基本的には伴走的に人材もそうですし、大手の社会福祉法人との統合の話が仮に進むのであれば、それに関してもそうですし、財政的に必要であれば、統合後も今後は何かしらの援助、補助というものは私は必要になると思いますし、その都度必要に応じて検討して、これは議会のほうに諮っていききたい、そういう姿勢であります。

そしてまた、都度公設公営の中で議会が関与するという話も、これも今まで様々議論もありましたけれども、これは必ず予算を要するもの、議会にご審議いただくものであれば、必ず説明はさせていただかなければなりませんし、その中においては様々な関与はご意見をいただきながら、私たちのほうでも議会の関与は図っていく、そういう流れは、これは別につくれるものであると、そういう認識であります。

以上です。

○1 番（伊藤 昇君） そうすれば、運営は社会福祉法人にお任せをして運営をしていただきながら、そして赤字になったら町が全部それをかぶるのだよと、そのように私は聞こえるのですけれども、それで町民の方々にその財政負担というものをさせていただく、そういうような考え方で協定って結ぶものですか。まして、この間も町の財政が悪いので、行財政改革までしていかなければ駄目だと言っている中で、そういう安易に赤字になったら補助して運営していってもらうのだと。そういう考え方というのは私はいかがかと思うの

ですが、いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） 少し認識の違いがあるのかなと思いますけれども、その辺の懸念は当然議会の皆さんでありますし、気になるというのは当然理解します。

しかしながら、当然統合後に関しても、今も当然そうなんですけれども、いかにして社会福祉法人の事業ですから効率を上げるという表現が適しているかどうかはあれですけれども、当然2つある特別養護老人ホームを統合するという、その行為自体もそうですし、運営を社福にお願いする。その中において、入所者の関係、経費の関係も引き続きこれは伴走的に関与はしていかなければならないと思いますので、単純に赤字が出ました、ああ、そうですか、では支出で補助します、そういう単純な流れには私はならないと認識しています。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 最後ですので、4ページの進捗管理という部分で、町内部の意思決定手続を経て進めると、こう書いているのですが、この町内部の意思決定ってどこをおっしゃっているのか。担当課だけで決める話なのか、どういう意味でこれ記載をされているのか。町、社会福祉法人と協議の上と書いているけれども、これはどういうことをおっしゃっているのですか。もう一回、この辺りだけ教えてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、町内部の意思決定手続を経て進めるものということでございますけれども、これは当然町の理事者も含めた中で協議をきちっとして決定していくという意味でございます。それで、やはりその決定事項については進捗状況も含めて、私お話ししましたけれども、議会のほうに必要事項については説明をしまいるというふうにして、ご指摘のとおりでございます。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 今のお話、理事者と担当課と話しするというのは、これ普通のことなわけです。それをあえて町内部の意思決定手続をといる、そこというのは何を言っているか全く私には分からない。だから、理事者側と町の管理職の皆様の組織と別々でやっている話なのか。普通は、役場一つなのだ。それが意思決定なの。それをわざわざここに書かなければ駄目だという理由は何なのですか。そこのところ教えてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

他意はございません。

○1番（伊藤 昇君） 他意がなかったら書かなければいいでしょう。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それであれば、別途修正させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 先ほどの答弁について思わしくなかったということで、長瀬副町長から。

○副町長（長瀬賢一君） 先ほど別途修正してというような答弁ありましたけれども、これは内容精査して検討事項ということで整理したいというふうに思っております。

以上です。

○2番（河野文彦君） 確認させてください。

2ページの統合実行計画の案というところに、1の趣旨の部分にさわら福祉会を運営主体とする方向でというような記載があるのですけれども、この運営主体というのは現場を回すための運営のことなのか、それとも経営判断をするような部分なのか。何をこのさわら福祉会に主体を持たせるのか、そこをまず確認させてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

やはりその経営判断ということにつきましては、さわら福祉会のほうで実施していくというふうに考えてございます。

以上です。

○2番（河野文彦君） ちょっと言い方悪いかもしれないけれども、この人たち会社潰した人たちだよ。その人たちに何の経営の判断をさせるの。役員も代える、代えると言って代えない。僕は、このままずるずる、ずるずるそのままやるのでないかなと思っているの。だから、声を大きくして言うのだけれども、こんな人たちに経営を任せて、町金、町長はさっき単純にはい、そうですかではないよと言っているけれども、単純にはい、そうですかとお金出しているでしょう、現実。それで、町民の貴重な財源をじゃぶじゃぶ、じゃぶじゃぶつぎ込んで、はい、そうですかと言って金出して、これで経営判断も全部させるの。現場の運営を主体、メインとして任せるといふのなら分かる。経営判断に関しては、町も大きく関与していくというのだったらまだ分かるけれども、今経営判断もさせると言ったから改めて聞きたいのだけれども、そこをどう考えているの。

さっき園長、要望することは要望していくと、こっちが要望なの、お願いなの。全然話違うのではないかと。最初は、何だか法人だか、そこから町へ直営でやると言って、最後社福になる。でも、経営判断はこっちでしていくと言っていたと思う。今になったら、最後は全部経営も任せる。要は、町は金出すだけでしょう。最初は、町がやるみたいな話だったけれども、ちょっとずつ変えていって、最後は今までと何も変わらず、向こうの内部組織も変わらず、変わったのは資金繰りだけだよ。足りない分は全部町で出す。どうなっているのと僕は思う。何か、話別になるけれども、グリーンピアのときにすごく似ている。第三者へ譲渡は禁止と契約書に書かされていたのに、社名だけ変えた、役員だけ変えた。役員は入っているから経営者が代わる。最後には役員抜いて、第三者に譲渡は禁止と言っていたのに、最後には全く関係ない人やっているのではないかと。ちょこちょこ、ちょこちょこやっていって。ちょこっとだからセーフです。その、今最終形にたどり着いたのかな、町がもくろんでいた。というふうに見えるの。どう思いますか。町長でもいいよ。

○町長（岡嶋康輔君） 今回案としてご提示させていただきました。

今伊藤議員からも河野議員からも、そういうふうな印象を受けるという話でございまして、確かに答弁の言葉尻については要望という表現とか、そういったものは言葉の中で発してしまったことではありますけれども、立場的にはこちらがイニシアチブを取ってし

っかりと経営指導、そしてまた当然補助金を出していく立場でもありますので、そこはしっかりと関与させていただきたいと思います。

そういうことも含めて、先ほどご指摘もありました様々な部分に関しましては、もう一度精査させていただきまして、表現等含め、また内部のボリューム等も今いろいろご意見もございましたので、もう一度精査して考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 経営の主体というところで本当にびっくりしたの。そこで、今いろいろ言わせてもらったけれども、絶対あつてはならないと思う。同じことをやるよ。言いなりになって金出しているとしか町民は思わないよ。だから、そこはしっかりやらないと大変なことになると思う。もう既に大変なことになっているのだろうけれども、そのけつを町民が拭いているのだけれども、今一生懸命。

それで、町長にこれを事あるごとに聞いているのだけれども、経営者の変更、退陣はいつになりましたか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

現状としては、前答弁させていただいた内容と変更はありません。今現時点では……。ちなみに、理事者の話でということ今受けましたけれども、理事者の話に関しては、今のところまだ変更といったお話は聞いておりませんが、その必要性が出てくるということは、この前答弁させていただきましたが、お伝えしております。しかるべきときになりましたら、これはしっかりと社福のほうで意思決定をしていただいて示してもらいたいと思いますし、改めてその辺りは議会からもこういう話は出ているということは引き続き伝えていきたいと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 向こうから自発的に出るのを待っているとかではないと思うよ。だって、経営責任取らせるのは、もう町しかないよ。本当は町民が取らせたいのだよ。その現状をどう思われていますか。向こうが自発的に辞めますというのをただ待っているの。だったら辞めないよ、絶対。その辺、もうちょっと強く、それこそイニシアチブを取って、そういう経営陣の人事に関しても町がもっと関与しないと、また同じことを繰り返すよ。会社潰した人たちのだから。そこをもっと重大に捉えてやらないと。本当、繰り返しになるけれども、全部ツケは町民が払っているのだよ。町民がけつ拭いているのだよ。拭かされているのだよ。そこをもっと重大に考えて進めないと、誰も納得できないと思います。改めてお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） 河野議員おっしゃっていることは、そのとおりだと思います。当然町民の皆様には、今回の件に関して、この補助金を支出するということに関して、ご負担を強いているというのはそのとおりだと思います。しかしながら、その認識が薄いとか、それを甘やかしているとかというふうな印象を議員の皆様が持たれているというのは、確かに我々もお示しの仕方が足りないのかなという一つ反省のするべきところなのかなと今

思っております。

役員、理事者に関しましては、繰り返しになりますけれども、そのタイミングが来ましたら、これは当然人事の変更というものはかかるものだと思います。その一方、今現時点においても、ある意味今のこの現状をどうする、こうするというところに関して、我々と一緒に行っていく責任も今の理事者には私はあると思っています。そういう意味においては、ある意味ではそうそう簡単に辞めていただくのも私はどうなのかなというところも一部。そしてまた、責任をしっかりと取ってもらうというところも一部。その両局面から我々としての判断すべきところは判断していきたいと思ひますし、これも重ねての答弁になりますけれども、伝えるべきことはしっかりと伝えて、そしてまた議員の皆様、町民の皆様にもお示しするところはしっかりとお示ししていきます。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） なければ、統合実行計画についてを終わります。

続きまして、協定書の一部を変更する協定書について説明願ひます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは次に、令和7年8月7日付で締結しております特別養護老人ホーム統合に関する協定書の一部を変更するものでございます。

当初の協定におきましては、統合後の運営形態について公設公営を前提とした整理を行っていましたが、その後統合に向けた協議を進める中で介護人材の確保、将来的な施設運営の持続性、町財政への影響及び効率的な運営体制の構築等を総合的に検討した結果、社会福祉法人さわら福祉会を統合後の運営主体とする方向で進めることが将来にわたり安定的な介護サービスの提供体制を維持していく上で現実的かつ効果的であるとの判断に至ったものでございます。

このため、現協定第2条の統合の基本方針を変更し、統合後の運営主体を乙、すなわち社会福祉法人さわら福祉会とすることを明確化するものでございます。

また、統合後につきましては、これまでの協議内容及び準備スケジュールを踏まえ、令和9年4月1日をめどとして進めてまいります。

なお、統合に当たりましては、利用者及びご家族への丁寧な説明を継続するとともに、職員体制、サービス水準及び介護の持続性に十分配慮しながら進めてまいります。

さらに、町といたしましても統合後において地域の介護サービス提供体制が不安定となることのないよう必要な連携及び支援を継続してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○議長（木村俊広君） ただいまの説明について質疑ございますか。

○7番（斉藤優香君） 先ほども言ったのですが、以前の協定書の中では運営形態は公設公営を軸としとなっていたのであれば、こちらは民設民営をきちとうたうべきであると思いますが、なぜそうではないのかというところの説明と、あと統合時期を令和9

年4月1日をめどにということは、日にちがずれる可能性もあるということをおっしゃっているのかとは思いますが、6ページのほうの以前の協定書の中の連携の実施の中で第4条の中では、それを役割分担その他必要な事項についてというのはいつまで、統合するまで、第6条では統合するまでというふうにこの協定書はなっていて、それが連携の実施というのはその統合するまでということなのではないでしょうか。その辺りお願いします。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、2条につきましてでございます。

当初旧では公設公営を軸としということで、軸ということで書いてございますけれども、今回明確にさくら福祉会が統合については実施していくということで、明確に統合後の運営主体を乙とするということで明確に変更するような形にしておりますので、乙ということは要するにさくら福祉会ということでございますので、そこを変更してさくら福祉会の運営主体ということになっていくということで明確に示しているものでございます。ですから、こういう書き方でしてございます。

また、連携の実施でございますけれども、当然やはり今後、これはあくまでも統合に関しての連携ということで考えてございますけれども、記載してございますけれども、統合後につきましても、先ほど町長から答弁ございましたように、町の指導の下運営していくということで考えてございますので、我々はやはり連携を取っていきながらやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） それでは、統合については民設民営で乙が行うでいいのではないですか。そこを曖昧にいつもしているから、やれ公設だ民設だとか、民営だあれだとなるのではないですかねと思うのです。そこをきちっとこれに盛り込んでほしいのと、ということはこの協定書は統合するまでとするということは、その後もし何か事業が継続するということは、また協定書を改めて結ぶということになりますか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） まず、この協定書の部分でございますけれども、書き方、それぞれ考え方ございますけれども、乙が経営主体としてやっていくということで記載ございますので、ここは問題ないのではないかなというふうに考えてございます。これは、協定当初の協定書を結ぶ目的というものがきちっとお互いに向き合って統合に向けてやっていくということで協定を結びましょうということでやった協定書でございますので、やはり今後につきましてもそういう事業等々必要であるというふうに判断した場合には、そういうことも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○8番（千葉圭一君） これ、表題でもそうですけれども、あくまでも統合に向けてどう進めていくかという話合いの場なのか、統合後どうするかという検討の場なのか。この説明が統合後の話と一緒に入ってしまっているのです。だから、今後、これ要望なのですが、統合前の、要は統合までのプロセスをちゃんと説明して、その後統合後どういうふうに運営形態をしていくのかという、どう進めていくのかと分けて話し合って、この

情報も含めて出してもらえればすごく分かりやすいのです。今統合前、統合に向けての話合いなのか。この協定書だって統合までの協定書でしょう。だから、統合に向けての話、統合後に向けての検討の話をちゃんと分けて今後話を全協に向けても整理して出していたきたいというふうに思います。要望です。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 分かりました。

議員のおっしゃるとおりに、そういうように進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 日付を見ると、今日さっき配られたのは25日、昨日なのです、協定書を変更したのは。もう2か月過ぎているのです。今まで、何でこんなに時間かかったのですか、協定の変更するのに。おかしいのではないですか。その他、協定書のほかにいろんな細々したのを、これで今日出した統合実行計画、今案ですよ。変更することも決まっていたのに、なぜ2か月かかったの。何、その間やっていたのですか。実行計画、案として出してきたけれども、あちらの社会福祉法人としてきちっと認識した上でやっているのに、その他いろんな協定のほかに細々した部分というのは実行計画みたいのがあって当たり前なのに、そういうのというのは一切出てきていないです。今回初めて出てきているけれども、そのほかにもあるのではないの。その辺、どうなのですか。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、協定書につきましては、我々3月会議で予算が確定した後、これで統合に向けて動けるというふうに考えて、リスタートということで考えてございます。4月ですね、すみません。

それで、要は我々そこから実際家族とご本人さんの面談を進めてまいって、職員の面談を進めてまいってということで進めてまいりましたけれども、今実際問題協定書も協議した上でこれも進めてまいるということで中身をお互いに精査して理事会をかけて今やったのが、理事会が昨日25日実施されている中でこれを進めるということで承認を得てサインしてもらってございます。ですから、一応順番どおりには進めているつもりなのですが、非常にタイトな中で動いているような状況でございますので、そういった日にちになっているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○13番（松田兼宗君） 今の説明であれば納得している部分あるのだけれども、この計画書というのはさくらの園だけです。実際の統合計画というのは、社会福祉法人に統合するわけです。その部分がどうなっていくのかというのが、あっちのほうで、シャリテさわらがどうやって受入れをしていくのかというのが見えてこないのです。それを一切今までやっていないということなの、今までこの場で出てこないというのは。というふうな理解でいいのですか。今後、そしてそれがやっていくとすればいつ出てくるのですか。あっちの受入れ態勢の問題です。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、先ほど議員からおっしゃっていたように、この計画は僕のほうで立てたものでございます。ですから、今シャリテさわら側とこれからどんどん打合せをしていながら、細かい部分も積み上げて実行計画というものを細かく上げていく予定でございます。ただ、日程がいつまでどうできるのかということについては、今の段階で残念ながらお答えすることができない状況です。

以上です。

○議長（木村俊広君） 松田兼宗君、協定書の中身についてやってもらえればと思うのですけれども。

○13番（松田兼宗君） 1点だけ、社会福祉法人の職員が2名退職するという意向を示していましたよね。それ、どうなったのですか。だから、心配なのは、協定を結ぶのはいいけれども、その変更した職員がきちっと把握した上でやっていけるのですか、それとも辞めないでずっと統合するまでいるということに決まったのですか。それだけ1点答えてください。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 2名退職の意向を示したというふうに言ってございました。1名は撤回されたというふうに聞いてございます。ただ、施設長に関しましては、一応6月末日で退職する意向は変わらないというふうに聞いてございます。

以上です。

（「補充は終わったんですか」の声あり）

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） いや、そこの方針については、今その部分は我々のほうで今答えられるような状況ではないのですけれども、そこが若干すり合わせで思うように進まない部分があるということでございます。ご理解ください。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） そうしましたら、協定書ですね、第4条の第2項の覚書ありますよね。これは、普通の契約行為だと思うのですけれども、これでいくと前項、それを読んでいくと前条までになるのですね。第3条までになるのです。第3条までなると、9号まであるのです、内容が。これの覚書を交わすと。締結するものとなっているのですけれども、これの今現在覚書を交わさなければ駄目なような条項というのはどれどれあるかというのと、それからもし覚書を締結する前に議会のほうに例えば報告をしていただくとか、そういうことというのは可能なものなのでしょうか。その辺り教えていただければ。この内容を見ると、覚書でこの内容をやられたらかなり変わるのです、3条なんかだったら。そこを教えてください。4条第1項で前条と書いているでしょう。第2条では前項だもの。その上を前条になっているから、第3条まで行くのです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時43分

再開 午後 0時44分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

第4条の第1項の部分で前条ということになって、3条に係るということでございます。議員おっしゃるとおりでございますけれども、今のところ覚書を締結する予定のものはございません。今後そういうことが発生した場合には、当然議会のほうとも協議を図りながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（伊藤 昇君） そうしたら、確認させてもらいますけれども、この覚書をもしやる行為をする前に議会に諮ってあの報告をしていただけるということなのですね、今おっしゃったのは。それでよろしいですね。

○6番（野口周治君） 全部なのか、どういう場合なのかということをきちんと定義しながら話をしないと、何を言っているか分かりませんよ。どんなことでも全てという話なのか、こういうこと、こういうこと、いわば規定の中にあるようなものが諮るときは必ずやるのは当たり前ですの話なのか、それを越えた話になるのか、こういう仕分けが必要な話……

○1番（伊藤 昇君） では、具体的に……

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時45分

再開 午後 0時48分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） お答えいたします。

まず、議会に諮るという部分については、これは私の答弁ミスでございます。情報を共有する、そういう事態が生じて覚書を締結するといった場合には、それを議会側と情報共有するという形で発言訂正させていただければと思います。ただ、現時点でこういう事項について覚書を締結する事項が発生するかどうかというものについては、今のところ考えてございませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○1番（伊藤 昇君） 最後に、第7号の収支改善に関することなんていったら、これ予算に関してのことなのです。収支の状況に関することで、これ何の覚書を交わすか、内容は分からないけれども、そういうことを議会、全協でも何でもいいから教えていただけるということの話をしているということでのいいのですねということ。その確認だけなのです。だって、書いているとおりだから。書いているとおりのことをしゃべっているだけ

だから。それを議会にただその覚書を交わす前に教えてくれるかどうかという確認をしただけの話。いいですよと言ってくれば、それで終わりなのです。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時49分

再開 午後 0時50分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

○副町長（長瀬賢一君） 第3条に書いてあることに関しては、必要と認める場合には覚書を締結するということなので、必要と認められなければ覚書をそもそも締結しない。全部覚書を締結するというイメージではありませんので、この中で、9号までである中で覚書を締結する場合には、それは議会の皆さんと共有させていただきますということで。

○1番（伊藤 昇君） だって、必要だから覚書あるのだから。

○副町長（長瀬賢一君） だから、そこで必要で覚書をしたという、全部必ずやるということではなくて、その中で覚書を締結したときにはそれは共有させていただきますということ。

○1番（伊藤 昇君） いいのでしょうか、さっきの話で。

議会に覚書を提出する前に議会に教えてくれるということなのでしょう。

○副町長（長瀬賢一君） 情報、それをいいのか悪いのかというような、諮るというといいいのか悪いと……

○1番（伊藤 昇君） 全協だからできないではないですか。

○副町長（長瀬賢一君） そうです。そういうイメージで大丈夫です。

情報共有をさせていただくということでご理解願いたいと思います。

○6番（野口周治君） 今の質問の裏側になるのですが、統合するまでのことで考えて、その後も援助を続ける以上関与は当然しなければならないですし、それから町民の行き先を確保するという意味でも重大な関心事であると思いますが、それで統合後のイメージをここに関連して聞いておきたいのですけれども、統合したのだからあとはシャリテの問題ですと言い切るのか、そうではなくて、町として具体的に関与を続けながら、経営改善にしてもそう、それから運営の在り方についてもそう、果てはもっと大きな、例えば社会福祉法人に吸収してもらうという事態に進むにしてもそう、そういったことについて引き続き、今の流れでいえば柏瀬さんがずっと関わり続けるということでもいいのですよね。統合した後は、町としては関与するのだけれども、それは向こうの問題ですみたいなことになったら困るから、あえて質問しています。今の意思決定に関わる、議会も関与するという裏腹の部分なのですから、お願いします。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

その件に関しては、統合が終わったから終わりということではなくて、町も当然関与し

ながら、収支がもし悪化した場合には補助金等も支出していかなければなりませんので、そのところは、ではその必要性については十分に協議をしながら議会にも諮らなければなりませんし、また統合後について別の大きな社福との連携ということに関しても、これはしっかりと統合後に経営の基盤を安定させて、そしてそういった状況に持って行って大きな社福法人との連携という部分にも町が関わっていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君）　あとよろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　以上で特別養護老人ホーム（シャリテさわら・シャリテの森及びさくらの園）の統合に係る事項についてを終わります。

以上で町側の議題を終わります。

説明員の方は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

次に、議会側、1、その他に入ります。

皆さんから何かありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　事務局からは。

○議会事務局長（関　孝憲君）　事務局から1点です。

現在職員の勤務の被服についてでありますけれども、ナチュラルビズといった通年型の軽装で勤務しております。その中で、議会のいずれの会議体におきましてもスーツにネクタイといった着用で対応しているところでございますけれども、来週から、6月から9月までの期間について、従前ですところのノーネクタイと、クールビズにのっとしてノーネクタイでの対応となりますので、ご承知おき願いたいと思います。よろしく願います。

○議長（木村俊広君）　あとなければ、以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりますが、よろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　本日の全員協議会はこれで終了します。

お疲れさまでした。

閉会　午後　0時55分